

令和3年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年9月9日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月9日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1 番	山 岸 美登利	2 番	三 浦 知 将
	3 番	石 原 裕 介	4 番	水 野 智 見
	5 番	板 倉 浩 幸	6 番	黒 川 勝 好
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	飯 田 雅 広
	10番	佐 藤 茂	11番	吉 田 正 昭
	12番	奥 田 信 宏	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	9 番	中 村 英 子		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	河 瀬 広 幸
	政 推 進 策 室	室 長	黒 川 静 一	政 策 推 進 課 長	丹 波 修 治
	総 務 部	部 長	浅 野 幸 司	次 長 兼 税 務 課 長	鈴 木 孝 治
		総 務 課 長	戸 谷 政 司	安 心 安 全 課 長	綾 部 健
	民 生 部	部 長	寺 西 孝	次 長	佐 藤 正 浩
		次 長 兼 保 險 医 療 課 長	不 破 生 美	介 護 支 援 課 長	後 藤 雅 幸
		住 民 課 長	飯 田 和 泉	健 康 推 進 課 長	小 澤 有 加
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石 垣 武 雄	次 長 兼 教 育 課 長	鈴 木 敬
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	小 島 昌 己	書 記	萩 野 み 代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項
1	山 岸 美登利	女性特有のがん対策推進について……………53
2	板 倉 浩 幸	コロナ禍での国民健康保険について……………65
3	飯 田 雅 広	電子化の時代に合わせた情報公開制度を……………78
4	伊 藤 俊 一	新型コロナ感染症禍での対応について……………89
5	三 浦 知 将	これからの蟹江町の財政について…………… 103
6	石 原 裕 介	防災の対応について問う…………… 112

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和3年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

昨日は、本当に早朝より近鉄蟹江駅においてコロナ感染拡大防止街頭啓発活動にご苦労さまでございました。まだまだ緊急事態宣言は続くそうであります。本議会も十分に感染には配慮して進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆様は、昼の休憩時に本会議場において写真撮影を行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届けがありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可をいたしました。

議員の皆様にお願ひがあります。

本日、申請に基づき、出席議員のタブレットの持ち込みを許可しております。議員の皆様には、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願ひを申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願ひをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へ提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

山岸美登利さん、そして飯田雅広君、三浦知将君の一般質問に関する資料が議員のタブレットに配信されております。

なお、一般質問での議員の交代時や職員の入れ替えの際には暫時休憩とさせていただき、消毒の措置を取らせていただきますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本日の欠席届は、中村英子さんでございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 山岸美登利さんの「女性特有のがん対策推進について」を許可いたします。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○1番 山岸美登利君

皆様、おはようございます。

1番 公明党 山岸美登利です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして「女性特有のがん対策推進について」質問いたします。

まず初めに、乳がん検診についてお伺いいたします。

毎年9月は、がんに関する正しい知識やがん検診の重要性などを訴える集中的な活動期間とする「がん征圧月間」であり、10月はピンクリボン月間として、乳がんの撲滅へ、早期発見・早期治療を啓発、推進する取り組みが全国で実施されております。我が公明党女性局でも、街頭演説で積極的な検診受診への呼びかけを行っています。

日本では乳がんが増加しており、女性の11人に1人が生涯のうち乳がんにかかると言われています。国立がん研究センターによる2016年のがん統計予測では、9万人が乳がんにかかり、乳がんによる死亡者数は約1万4,000人と、残念ながら増加し続けており、女性の30歳から64歳では、乳がんが死亡原因のトップとなっています。

欧米などでは、検診受診率の向上により早期発見が増え、治療の進展とも重なって死亡率が年々減っている状況です。その一方で、日本では国が定期的な検診受診を推奨しているにもかかわらず、乳がん検診受診率はOECD加盟国30カ国の中で最低レベルに位置しており、年々死亡率は増加傾向にあります。

その検診受診率を見ると、欧米が約80%に比べて、日本では50%程度にとどまっており、忙しい、費用が高い、マンモグラフィーが痛い、他人（医者であっても）に胸を見せたくないなど、受診が進まない主な理由になっています。

乳がんは早期発見・早期治療によって約90%の人が治癒すると言われています。そのことから、定期検診の受診や自己検診が何より重要と言えます。

しかしながら、昨年より新型コロナウイルス感染拡大の影響で、検診や手術の休止・延期が相次ぎ、検診を受ける人が例年より3割以上減少し、早期発見・治療の遅れなど、がん検診とコロナ対策の両立が大きな課題になっています。コロナ禍でもがん検診は不要不急ではありません。進行が早いとされる乳がんは、発見が遅れると命を落とすこともあり、定期的な検診・受診が非常に重要です。

そこで、本町における乳がん検診の受診率とがん発見率をお尋ねいたします。

また、検診受診率向上に向けての取り組みを併せてお聞かせください。

○健康推進課長 小澤有加君

本町の乳がん検診の状況と受診率向上に向けての取り組みについてご説明させていただきます。

本町の令和2年度の40歳以上の受診率は14.4%、無料で受診できるクーポン券を発送している40歳を含む40から44歳の受診率は37.7%です。がん発見率は0.31%です。

検診受診率向上に向けての取り組みとしては、無料クーポン券の個別通知による検診の重要性の啓発や、母子・父子家庭医療費受給者の受診料の免除、ネット予約など予約の簡便化に取り組んでおります。

また、受診日の選択肢を増やす目的で、休日の集団検診を実施しています。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

検診受診率は、やはり令和元年より減少しているということでございます。向上に向けてまた積極的な取り組みをよろしくお願いします。手紙によるコール・リコールも最も効果的ということでもあります。本町もはがきでやったださっています。ありがとうございます。またどうぞよろしくお願いいたします。

1980年以降、日本人の死因で最も多いのが「がん」であります。1年に100万人近くががんと診断され、約38万人が命を落とす病とも言われており、国民の2人に1人、男性は65.5%、女性50.2%が一生のうちに何らかのがんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代です。

しかし、がんは早期発見・治療によって治せる病気へと変わりつつあり、専門家の方々も約9割が完治するとおっしゃっています。2006年に適切な医療が受けられるようにがん対策基本法が制定され、ここから日本のがん対策が本格化し、この基本法に基づいて策定された基本計画により、着実にがん対策が推進されました。

さらに、2016年12月には、新たな課題に対応するため改正法が成立し、治療と就労の両立支援、緩和ケアの強化、がん登録の推進などが盛り込まれ、大きく前進しています。

がん対策の柱は、言うまでもなく「がん予防」です。

この乳がんの早期発見につなげるため、また受診率向上のため有効なマンモグラフィーの全国配備や、乳がんを含む検診対象者に「女性特有のがん検診無料クーポン」の配布、受診をしなかった人に再度呼びかけを行うコール・リコール（受診勧奨・再勧奨）推進の結果、長年20%台に低迷していた乳がん・子宮頸がんの検診受診率は、2016年に40%台まで上昇しました。

早期発見と早期治療によって、乳がん・子宮頸がんの死亡率を減少させるため、現在では、検診受診率50%を目指して様々な取り組み、またさらなる取り組みが進められています。

乳がんは自分で発見できるがんの一つであります。

そこで、乳がんに関するセルフチェック、自己検診の普及啓発の取り組みについて伺います。

○健康推進課長 小澤有加君

乳がんに関するセルフチェックの普及啓発の取り組みについてご説明させていただきます。

乳がんはご発言のとおり、早期発見・早期治療を行うことで、がんによる死亡を減少させることができます。さらに、セルフチェックで早期発見し、早期治療へと結びつけることができます。乳がん予防にはセルフチェックの普及啓発が大きな役割を持っております。

保健センターでは、集団検診会場で模型を使った健康教育及びセルフチェックの方法についてのチラシの配布等に取り組んでおります。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

実際に病院で乳がんと診断された女性の約60%以上は、自分でしこりを発見して受診された方がほとんどだそうです。早期発見に必要なことは、やはりセルフチェックです。定期的に自分の胸の状況を見て、触って、知っておくことで、ささいな変化に気づくことが何より大事なことはないかと思います。

そこで、乳がん検診セルフチェッカーとして自己検診用のグローブがあります。ちょっとこちらに実物のグッズを提示させていただきます。胸、乳房を自分でチェックできるグローブで、肌に密着しやすい特殊な素材を使用していますので、指先の感度、感覚がより敏感になるため、素手で分かりにくい小さなしこりまで見つけやすくなるというものです。乳がんの早期発見、自己検診の啓発グッズとして、乳房グローブ（ブレストケアグラブ）と言いますが、ぜひ活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、乳がんはAYA世代と言われる15歳から39歳の女性が特に関心を持つことが大事ではないかと思います。より多くの若い世代にも関心を持っていただけるように、同様のグッズの一つに、入浴時にお風呂で、平らな壁などに貼っておいて、常に乳がんの自己チェックとして利用できる自己触診法シートがございます。

いずれも他の自治体で活用されているともお聞きしていますが、本町においても、日頃から胸部の状態を抵抗なくセルフチェックでき、早期発見、予防に役立つセルフチェックシートの周知とともに、導入し配布するお考えはないか、お尋ねいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

啓発グッズの導入についてご説明させていただきます。

ただいまご紹介いただきました自己触診法シートにつきましては、保健センターの集団検診において配布をしております。見やすい場所に貼って、いつでも忘れずにセルフチェックできる環境づくりに役立つグッズであると認識しております。

ご提案いただきましたブレストケアグラブは、手軽に使用でき、小さな異常も発見しやすい啓発グッズであると認識しております。ブレストケアグラブについても効果的な活用を検

討していきたいと考えます。

また、予防のためには、若い世代への啓発が重要であると考えますので、例えば乳幼児健診の受診者の保護者など、対象者の拡大を検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○1 番 山岸美登利君

ありがとうございます。

既に今活用してくださっているこの入浴シートを、現在は趣向を変えてドアノブ式ということで配布をしてくださっています。啓発グッズが配布されていてよかったなと思います。ありがとうございます。今後も引き続き、積極的かつ有効的に活用していただければと思います。

乳がんは30歳代から増加し始め、40歳代後半から50歳代前半にピークを迎える働き盛りの方に多い疾患となっています。中には20歳代で罹患する方も多くいらっしゃいますので、やはり若いときから関心を持ち、触診を習慣づけることも大変重要です。先ほどの検診用グローブなど様々なグッズは、がん予防の関心への一歩になり得ます。折に触れて周知、ご紹介もしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、子宮頸がん予防HPVワクチン（ヒトパピローマウイルスワクチン）接種の個別通知についてであります。

子宮頸がんは、若い女性がかかるがんの中では乳がんに次いで多く、毎年、年間約1万人近くの女性が発症、罹患し、約2,800人も女性が亡くなっています。

平成25年4月に定期接種となった子宮頸がん予防ワクチンは、接種後に様々な副反応が報告されたことにより、厚生労働省はその年の6月に、ワクチン接種の積極的勧奨を差し控えるよう求める勧告を出しました。多くの自治体が接種対象者に対し、個別通知などによる通知を行わなくなったことで、約70%あった接種率が1%未満に落ち込み、現在でもその低迷は続いています。その上、罹患するリスクが上昇し、死亡してしまうなど、導入前に戻ってしまい重大な疾患となっています。

また、子宮頸がんを罹患する年代は、妊娠・出産・子育てのピーク時と重なり、少子化にも影響しています。同時に、定期接種という位置づけは変わらないものの、8年前、国が積極的な接種勧奨を中断したことで、ワクチンの存在すら知らない方が多く、接種機会を逃してしまうことや、自費で接種すると3回で約5万円と高額になるため、結局、接種しないままになってしまうことが問題になっていました。

周知不足に危機感を感じた自治体が、現在では接種対象者に個別通知を送るなど、独自で前向きに検討し、情報提供する動きが広まっています。

そこで、お伺いいたします。

本町では、子宮頸がん予防ワクチンの接種期限が迫る世代へ、接種最終年となる高校1年

生に相当する年齢の女性を対象に、ワクチンの有効性やリスク、公費での接種期限等についての情報提供、接種するかどうか、検討、判断ができるよう、この情報提供について個別通知の送付はなされましたでしょうか。

また、子宮頸がん予防ワクチンについて、個別通知による情報提供の実施についての認識とその経緯を併せてお聞かせください。

○健康推進課長 小澤有加君

子宮頸がん予防ワクチンの情報提供等についてご説明させていただきます。

平成25年6月に副反応の頻度がより明らかになり、積極的勧奨の差し控えが決定されました。それ以降、副反応追跡調査等で検討された結果、心身の反応によるものであるとされました。そのため、令和2年度厚生労働省の安全対策調査会等において、個別通知の方針が決定されました。その後、本町といたしましては、令和2年10月に通知を受け、令和3年1月に新中学1年生から新高校1年生を対象に個別通知を実施いたしました。この通知により、対象者とその家族に子宮頸がん予防ワクチンに関する正しい知識及び情報を知っていただき、接種について判断していただけると考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

660人の対象者に個別通知をしていただいたということです。このうち84名の方が接種されたということをお聞きしました。このワクチンは間隔を空けて3回接種しなければいけません、年度末の3月に3回目が間に合わず、自費で接種される方も出てくる可能性もありますので、年度内に接種が完了できるように考慮して通知送付をお願いいたします。

今年1月、厚生労働省はHPV感染症に関わる定期接種対象者への周知について、再依頼の事務連絡を発出しており、個別送付による情報提供の実施を再度徹底した上で、今後、個別送付による情報提供の実施状況について調査することとしています。接種対象者に子宮頸がん予防ワクチンの最新の正しい知識、情報を知っていただき、接種の判断をしていただくということは、まさにこの個別通知の目的を果たすことであり、最も大切なことではないかと思えます。

それでは、この個別通知後の接種状況（実績）、対象者からのご意見などありましたらお聞かせください。また、今後、接種対象者である小学6年生から定期接種対象期間を終える高校1年生に向けて、どのように情報提供していくのか、お尋ねいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

個別通知後の接種状況、対象者からの意見等についてご説明させていただきます。

個別通知後の接種状況は、先ほどご発言のありましたとおり660人に通知をして、通知をした1月から7月までに84の方が接種をされました。

対象者からのご意見としましては、この接種の申込みのときに、一体何人の方が申し込んでいますか、打ったほうがいいですかというご相談を受けることが多々あります。最終学年に当たる場合、申込みの時期によっては、3回接種のうち2回接種分のみ受け付ける方も実際にはみえました。

そこで、今後の情報提供といたしましては、中学1年生には個別通知を実施します。さらに、最終学年の高校1年生への再通知も実施いたしますが、接種完了に最短4、5カ月の期間が必要となるため、時期も含めて検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

自費で接種される方も出てくるかと思えます。その辺はどうぞよろしくお願いいたします。

冒頭でも申し上げましたが、コロナ禍でもがん検診は不要不急ではありません。しかし、長期化するコロナ禍の影響により、がん検診を控える傾向があり、健康上のリスクが高まることへの懸念が指摘されています。ますます健康促進や正しい知識の普及啓発などが大変重要であります。

そこで、コロナ禍のがん検診の受診状況と受診機会を確保するための今後の対策についてお伺いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

コロナ禍のがん検診の受診状況と受診機会を確保するための今後の対策についてご説明させていただきます。

コロナ禍の影響で、集団検診の回数が減ったことにより、乳がん、子宮がん検診ともに130人から160人程度受診者は減少いたしました。コロナ禍であってもがん検診は不要不急の外出には当たらないとされております。受診機会の確保のため、感染対策に最新の注意を払って安心して受診していただけるよう、可能な限り集団検診を実施いたします。また、医師会の協力の下、個別通知も併用して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に入ります。

アピアランスケアについてお伺いいたします。

国の第3期がん対策推進基本計画の中に、がん患者ががんと共に生きていくためには、就労支援のみならず治療に伴う外見、アピアランスの変化といった社会的な課題への対策が求められています。

アピアランスケアとは、がん治療による脱毛、肌の色や爪の変化、手術痕などの外見の変

化を補完し、外見の変化が原因で起こる患者さんの苦痛を少しでも軽減するためのサポートです。

国立がん研究センターが抗がん剤治療に伴う苦痛度についてアンケート調査を行ったところ、女性では抗がん剤の副作用による頭髮の脱毛が第1位で、その後に、まつげや眉毛の脱毛、爪の剥がれなどが続き、体の痛みや発熱、吐き気による苦痛よりも外見に関わる症状を苦痛に感じ、治療中に外見が気になって外に出られないという意見もあったそうです。ちなみに、男性においても、足や顔のむくみ、頭髮の脱毛が上位に上がっております。

がん治療の副作用として生じる外見の変化は、治療や就労などへの意欲を低下させ、社会生活を送る上でも精神的な負担になるため、より多くの患者さんが治療前と変わらない生活を維持できるよう、アピアランスケアは現代のがん治療には欠かせないものとなってきています。

そこで、本町におけるアピアランスケアの取り組みの現状をお聞かせください。

○健康推進課長 小澤有加君

本町におけるアピアランスケアの取り組みについてご説明させていただきます。

現在のところ、本町においてアピアランスケア事業は取り組んでおりません。健康相談として、がんを患ってつらいなどという相談は受けております。

アピアランスケア事業は、がんの治療をしながら就労するなど、社会生活を送るための支援として重要な役割があると認識しております。このような相談内容に支援できるよう、今後も情報収集等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

アピアランスの取り組みの現状は、実態がどうなのかということでお聞きをしてみました。

近年では、がんと診断されたときに仕事をしていた人が4割以上いる現状があり、生存率の上昇や通院治療が可能なことから、がん治療をしながら仕事を続ける人が増えており、日常生活と治療の両立支援が重要と考えます。しかしながら、治療による副作用が生じ、外見の変化や精神的な負担が大きいとの声が多くあり、課題です。

そこで、がん治療と就労や社会参加への促進の両立を支援する観点から、医療用ウィッグや胸部補正具の購入に伴う経済的負担を軽減するため、購入費の一部を助成するお考えはありますか、お尋ねいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

医療用ウィッグや胸部補正具の購入費用の一部助成についてご説明させていただきます。

がん治療による外見の変化から、社会と距離を取ってしまう方が購入費用の助成を受けることにより、医療用ウィッグや胸部補正具ケア用品の活用がしやすくなり、そのことによっ

て社会とつながることができる取り組みであると認識をしております。

今後、国や県の動向に基づき、他の市町村の状況等、情報収集に取り組み、検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

日常生活と治療の両立支援、就労、社会参加の促進により、今後ますますがんのケア用品への需要が高まり、アピアランスケアについての相談は多岐にわたってくることが考えられます。

それでは、本町において、相談体制や情報提供はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

相談体制及び情報提供についてご説明させていただきます。

アピアランスケアは、医療者が行うケアを指しており、単に変化前の外見に戻すのではなく、自分らしく生きられるよう、外見とともに周りの環境や患者本人の気持ちを整えるサポートが必要になります。

また、がん患者に情報を届けるために、医療機関との連携など、情報提供の方法なども工夫が必要であると考えております。先ほどのケア用品の費用助成と同様に、今後、国や県の動向に基づき情報収集に取り組み、検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

病に罹患するということの当事者にとっては、心の不安を取り除くこと、寄り添う支援が重要と考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに紹介しましたアンケート調査の結果にありましたように、がん治療の副作用による脱毛は療養生活上の大きな苦痛となり、女性に多い乳がんは、仕事や家庭で重要な役割を担う40代から50代に多く、職場・学校・地域などの社会活動にも影響しております。

医療用ウィッグは、がん治療の副作用を緩和するケアに相当するものであり、治療を不安なく円滑に進めていく上でも必要不可欠となっております。しかし、医療用ウィッグの購入費用は数万円から数十万円と高額で、医療保険の対象となっていないために、経済的負担も大きく、少しでも前向きに治療に励むことができるようにと、医療用ウィッグ購入費用に助成金制度の導入を望む多くの声をお聞きしております。

そのような中、令和元年5月に、愛知県からがん患者を支援するためアピアランス助成事業について、医療用ウィッグや乳房補正具（補正下着や人工乳房等）の購入費助成制度に対

して、県の補助があれば助成制度を創設するかどうか、市町村への意向調査が実施されたとお聞きしました。結果、54市町村中、創設に前向きな市町村は20程度だったそうですが、当町は県の補助があれば助成に向けて前向きに検討するとの回答をされております。再度調査を行うとお聞きしていますが、アピアランス事業購入費助成、補助制度の創設について、今後の見通しなど見解をお伺いいたします。

加えて、がん対策の推進についても併せてお聞かせください。

○民生部長 寺西 孝君

ご質問いただきましたアピアランスケアについて、まず答弁をさせていただきます。

議員から今ありましたように、がん治療に伴います脱毛等による症状によりまして医療用ウィッグ等を必要とする方に対しまして、精神的・身体的・経済的不安を緩和して、さらに社会生活上の不安を和らげることは、私ども行政にとって必要な支援である、そのように認識をしております。

今、議員からご提案のあった助成事業につきましては、既に名古屋市がウィッグの購入費の助成事業、さらに岡崎市が今年度からアピアランスケア用品の補助事業を開始をされたというふうに把握をしておるところでございます。

当町の今後の対応につきましては、例えばウィッグなど、今、議員からありましたように、数万円から数十万円のもの、様々ございます。選ぶに当たっての判断基準もございません。よって、費用支援を行う前段階といたしまして、まずはいかに質の高い支援ができるかを調査するとともに、今、愛知県が設置をしております「がん相談支援センター」等のご意見をいただきながら、前に進めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、新たながん対策の取り組みについて答弁をさせていただきます。

愛知県におきまして、本年6月から愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業が開始されました。がん治療を受けることで妊娠する力、妊娠させる力、これを妊よう性と呼んでおりますけれども、これが低下して、将来自分の子を持つことが困難になる可能性が出てまいります。そこで、将来、自分の子どもを産み育てることを望む方に、精子や卵子の凍結保存等に係る費用を助成する仕組みが創設されました。全国でも先進的な取り組みでございますので、広く住民の皆様に周知をさせていただきたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございました。

ぜひ、アピアランス事業の購入費助成については、また前向きな検討をよろしくお願いしたいと思います。先ほど部長がおっしゃったように、妊よう性温存療法は、この4月から費用の助成が開始されたとお聞きしました。本当に、不妊治療と同じように費用が高額になる

ため、諦める方が多くいらっしまったという現実がございます。どうぞ周知のほうよろしく
お願いいたします。

それでは最後に、小中学校におけるがん教育の推進について伺います。

平成28年12月に改正されたがん対策基本法において、がんに関する教育の推進のために必
要な施策を講ずる旨の文言が新たに記載されたことを受け、第3期がん対策推進基本計画で
は、国は全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて外部講師の活用体制を整備
し、がん教育の充実に努めることが示されています。

これまで、がんの専門医やがんサバイバーと言われますがん経験者らが学校に出向き、子
どもたちに出前講座を行う取り組みなど、各地で広がりを見せていました。がんに対する正
しい知識を学び、命の大切さについて理解を深めるとともに、本人はもとより、子どもが親
に対して検診を促すことで、がん検診率の向上へつながっているとのアンケート結果も出て
います。

このように、家族で健康づくりへの意識を高めることや、子どもの頃からのがん教育を通
じて、生涯にわたりがん予防に取り組むことはがん検診の啓発にもつながるため、学校にお
けるがん教育の推進は大変重要と考えます。

そこで、これまでの学校現場におけるがん教育の取り組み状況をお聞かせください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご質問のありました学校現場におけるがん教育の取り組み状況についてお答え
いたします。

がん教育につきましては、第1期の愛知県がん対策推進計画に示され、喫煙や食事、運動
といったがん予防に関する生活習慣に着眼点を置き、がんの正しい知識を習得することによ
り、がんを未然に防ぐことを目標とされました。

また、第2期の同計画において、科学的根拠に基づいた理解については、中学校、高等学
校における保健体育科を中心に教育活動全体を通じて、健康や命の大切さの認識については、
小学校を含むそれぞれの発達段階を踏まえた内容で指導するよう示されました。

蟹江町におきましては、これらに基づき、各学校における学校経営案の中で学校保健計画
が示されており、今計画の内容に沿った事業を実施しています。具体的には、小学校6年生
の保健体育において、病気の予防でがんについて触れられています。中学校2年生では、保
健体育において、がんの予防や喫煙と健康において、がんについて学習しています。また、
3年生の理科、細胞分裂、遺伝の分野においてもがんについて学んでおります。加えて、が
ん研究振興財団から送付されている小冊子を中学校2年生の生徒に配布し、日頃からの意識
づけを行っております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

これまで出前講座などの取り組みは行っていないということをお聞きしました。第3期がん対策推進基本計画に盛り込まれた新学習指導要領に基づき、中学校では今年度から保健体育の教科書が改訂されるなど、がん教育が本格的に始まっています。高校では来年度から本格実施となります。

一つは、改訂された教科書は、出版社ごとに異なるものの、初めてがんに関する項目が立てられ、2ページから4ページにわたって取り上げられています。がんの進行度に応じた5年生存率など、大人が読んでも十分参考になる内容が盛り込まれており、専門家、東京大学、中川恵一教授は、今後の死亡者数を減らす重要な一歩になるだろうとおっしゃっています。

もう一つは、外部講師の活用に関するガイドラインの改訂です。これまで外部の専門医や経験者は何らかの資格や認可が必要との風潮が一部ありましたが、今回、特定の資格や認定を要するものではないと明記され、資格などよりも心を込めて伝えることが最も重要とされています。先進的にがん教育に取り組んだ自治体では、子どもが親に受診を促したためか、検診受診率が急増したケースもあったようです。

そこで、今後のがん教育についてはどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。

ご質問のありました第3期がん対策推進基本計画を踏まえた今後のがん教育への取り組みについてお答えをしたいと思います。

議員言われますように、新学習指導要領に基づいた教科書改訂で、小学校・中学校での取り組みがさらに充実をされました。健康教育ということを考えますと、健康教育は、生涯を通じて自らの健康を適切に改善していく資質や能力の育成であり、その一環としてがん教育を推進していくことは大切なことであると思っております。

そこでまずは、保健分野での指導の充実をさらに図っていき、学校教育全体を通して、がん教育を含めた健康教育を推進していきたいと考えております。

また、外部講師の活用につきましては、先ほど議員も言われていますように、出前授業等ということがありますが、学校は今までもほかの分野で外部講師というか出前授業を行っています。そういう観点から、文部科学省のガイドラインにありますように、愛知県のがん対策推進計画、この方針を受けながら、今後学校と連携を取り、関係機関とも連携を図る中で、さらにできるような形で研究や検討を重ねていきたいと考えております。

以上であります。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

がん教育は、児童の疑問や気づきを生かす学習であり、命の大切さを学ぶことで、思い入

れや感謝の気持ちが育まれます。先ほど教育長がおっしゃったように、コロナ禍の状況を見ながらだと思いますけれども、また講座の開催等の積極的な取り組みの実施についてもご検討していただきたいと思います。

今回、女性特有のがん対策中心に、現状、推進状況等を質問してまいりました。最後に、がん対策について、町長のご見解をお伺いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を申し上げます。

質問内容、「女性特有のがん対策推進について」という題目で、それぞれのセクションの担当者がお答えをさせていただきました。議員おっしゃるように、3人に1人がいわゆる悪性新生物、がんでお亡くなりになられる死因の第1位であります。第2位が心疾患ということで、本来高血圧による心疾患だとかいうのが一番だったんですが、もう逆転して久しいわけであります。

そんな中で、当町といたしましても、受診率の向上等々に向けてしっかりと啓発・啓蒙、委員会でも各委員の皆様方をお願いをし、医師会の方々にもご協力をいただき、検診に力を入れてきました。しかし、残念ながら、コロナ禍においての今回の受診率が下がっていることも事実ですし、現実には受診数が減っているのも今現状であります。ただ、これはもう一過性のものだというふうに考えてございますし、先ほど議員言われたように、不要不急ではございません。そのところがちょっと我々の中でまだ整理し切れていない部分があるかと思えますし、しっかりそこは啓発・啓蒙をやっていかなきゃいけないな。

そろそろワクチンの接種がピークを迎え、インフルエンザの今度接種に切り替わる、ここがまた一つのターニングポイントになるんじゃないのかな。ただ、先ほど言いましたように、特定健診も含めてがん検診、男性も女性でもありますけれども、その啓発についてはしっかりと今後ともやっていきたいな、こんなことを思っています。

医師会の皆様方の協力をいただきながら、また議員各位にも協力をいただきながら、蟹江町を本当に健康づくりで一番の町にしていきたいな、こんなことを思っておりますので、どうぞご協力いただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○1番 山岸美登利君

どうもありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

以上で、山岸美登利さんの質問を終わります。

ここで、消毒作業のため、暫時休憩いたします。

(午前9時43分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時45分)

○議長 佐藤 茂君

質問2番 板倉浩幸君の「コロナ禍での国民健康保険について」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、「コロナ禍での国民健康保険について」と題して伺っていきます。

日本では、原則として全ての国民が公的医療保険に加入し、医療が必要になった際には保険給付という形で医療が提供されることになっています。もともとは病気やけがで体を壊すと収入を失い、直ちに生活が立ち行かなくなってしまう工場労働者たちが、いざというときの医療費や薬代のためのお金を出し合う仕組みが原点であります。

こうした保険が一般の勤労者にも広がるとともに、1961年、国民健康保険制度が実施され、全国民が公的医療保険に加入する国民皆保険となりました。保険証1枚で、いつでもどこでも誰もが医療機関にアクセスすることができ、高い水準の医療を受けることができる。国民皆保険の医療の仕組みは社会保障の重要な柱の一つになっています。

国民に医療を提供するために、国は、医療従事者、医療施設、地域の医療提供体制について条件整備を行う責任があります。そのために、医療法や医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法などの関係法律を定めています。

医療法という法律では、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康保持に寄与することを目的としています。都道府県がそれぞれの地域の状況に応じて医療計画を立て、医療機関や病床の数や配置を決めたり、感染症や小児医療、災害医療などに対応をすることも求めています。

2020年初頭から我が国にも広がった新型コロナの感染は、医療従事者の疲弊、病床の逼迫など、我が国の医療体制のむろさが明らかになりました。国民生活は、長引く不況や消費税の増税、年金や介護保険制度の諸改悪を受けて困難の度合いを増し、格差と貧困がさらに広がっています。

こうした中で、社会保障としての医療を破壊する動きを警戒し、跳ね返す取り組みが重要であります。国民皆保険の実現から50年を経た今、社会保障としての医療の発展、充実を実現しなければなりません。

そこで、コロナ禍での国民健康保険事業について伺っていきます。

まず、新型コロナ感染症対策として、国保の保険税、傷病手当金を伺っていきます。

まず、国保の特例減免についてであります。

そもそもこの制度はどのようなものなのか、お願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

では、ただいまのご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

こちらの特例減免制度についてでございますけれども、こちらにつきましては、コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、令和2年度から特別に新設をされました制度となっております。

こちらについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡しましたり重篤な傷病を負った場合や、主たる生計維持者の収入が減少した場合について、国保の保険税を減免させていただく制度でございます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

それでは、2020年度、昨年の保険税にも今答弁があったように減免制度がありました。本年度の2021年度についても同じ制度の特例減免なのかお聞きいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

昨年度から始まった制度でございます。今年度も引き続き実施されるということですので、大枠としては変更はございません。ただし、違う点として2点ございます。

まず1点目につきましては、減免の対象となる保険税でございます。今年度につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日納期限分の保険税が対象でございます。令和2年度につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日納期限分までの保険税が対象でございました。

続きまして、2点目でございますけれども、こちらは算定する際に用いる減少する収入等の対象比較年の違いでございます。令和3年度につきましては、令和2年中の収入等と令和3年中の所得の見込みとを比較して算出させていただきます。令和2年度につきましては、令和元年中の収入等と令和2年中の収入見込みとを比較して算出をさせていただきました。

以上2点が大きく違う点でございます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

大きく対象の年度が違うだけで、ほとんど変わらないということです。若干、ちょっと後でもお聞きしたいことがありますけれども、まず、今回、2020年度、令和2年度の特例減免は3月議会でも少しお尋ねをして、2月末時点で85件の758万9,000円でした。先ほどあったように、最終的に3月31日でどうなったのか、件数、また減免額についてお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、昨年度の実施実績のほうをお答えさせていただきたいと思います。

若干、数字等を整理させていただきましたので、こちらのほうが最終的な数字ということでご了承いただきたいと思います。

令和2年度の実績といたしましては、89件の852万3,300円が減免実施額となっております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

2月末より、最終的に3月で確定申告して対象だということが分かって増えたと思うんですよ。

ちょっと、もう一つお伺いしたいのが、先ほどどんな制度かということで答弁があつて、対象の要件について少し触れられました。生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方と収入もしくは所得が前年に比べてどのぐらい減少するというのがちょっと答弁がなかったんですけれども、その答弁をお願いしたいのと、対象が、今聞いていると、前年、令和2年度と比較してと答弁があつたんですよ。でも実際に、本来だったら、令和2年度か令和元年度のどちらかが減少した場合が対象の要件として考えるべきだと思うんですよ。その点についてお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

すみません。では、まず1点目のほうから、どれぐらい収入等が減少すれば対象となるかということなんですけれども、その方の状況によっていろいろと変わってまいります。所得がいろんな所得を得ているだとか、状況にはよるんですけれども、大まかな目安といたしましては、年度ではなく年で比べるんですけれども、昨年と比較いたしまして3割減をしていれば対象となるという形になってございます。

それから、比較する年が、元年中のものと2年中のもの、それから3年中のものというところあるんですけれども、今年度、3年度の実施の概要といたしましては、令和2年中のものと3年中の見込みを比較させていただくという形になってございます。

これは、蟹江町は国の基準内で、基準どおりに運営をさせていただいておりますので、国のほうの基準といたしましては、令和2年と令和3年の所得を比較するということで、減免制度のほうを実施しておりますので、蟹江町も同じく2年と3年を比較させていただいております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

今、国の基準どおりに実施するということです。実際に、じゃ、同じ国の支援があるんですよ。事業者のコロナ対策ということで、国保じゃないんですけれども、国の支援もありますし、また県の応援金も、これは現状今終わって、あつたんですよ。これだと2019年、また2020年の同月と比較して、国の支援金だと50%以上減少、県の応援金だと30から50%で給付されるというふうになっているんですよ。

これがなぜ、実際に、前年もありましたコロナ特例減免、前年はちょうどコロナが始まった頃と比較して対象を、令和2年度の所得を比べるということだったんですけれども、だから、コロナが始まったときと令和3年度、令和元年度と令和3年度も比べるのが普通じゃないのかなと。

なぜ聞くかという、昨年コロナ特例減免を受けて、同じ、昨年度も3割以上でコロナ特例減免を受けられました。そこからまた3割ですよ、今の制度でいくと。これだと、実質、本当に所得の少ない人なんか、ない上にまた3割というのは結構対象者が絞られてきちゃう可能性がある。令和3年度自体が収入または所得が下がっている方もいるんですけれども、もう一度受けようとしたときに、ちょっとハードルが厳しいのかなと感じます。だから、その点について、同じ答弁になっちゃうかもしれませんが、再度お願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

板倉議員のおっしゃることは、重々こちらのほうも理解のほうはさせていただくんですけれども、例えば令和2年中の所得のほう下がっておれば、令和3年度の保険税についてはそれに伴って、かなり令和元年のものに、2年度の保険税と比べて下がっているはずなんです。

ですので、そちらについては、もともと年度の保険税自体が下がっておるという考えがございますので、さらにそこから減免となりますと、もともと同じような所得の層の方と比較して、じゃ、コロナで下がった方の保険税と、もともとそれぐらいの所得の方の保険税、さらに低くなるということになると、公平性がどうなのかなというところもございますので、蟹江町としては、同じく国の基準内で実施をさせていただくという形を取っております。

○5番 板倉浩幸君

確かに、今答弁あったの、今年度の保険税も下がりますよね、確かに。申請をして所得が下がって。それも考えられますけれど、実際、また今年本当に厳しい事業になっちゃったという方が受けられないような制度になっちゃいますので、国の基準はそうかもしれませんが、もうちょっとその辺考えていただけるとよかったのかなと思います。

それでは、もう少し今の対象要件についてちょっと伺いたいですけれども、昨年度に続き、多分これ見込みで判断しても差し支えないということだと思っておりますけれども、じゃ、結果として3割以上の減収がしていなかった場合、還付した国保税を返してもらうのか、不正は別ですよ。昨年度は最終的に申告やって3割ちょっと行っていなかったということでも認めてくれたんですけれども、この点は今年度も同じと解釈すればよろしいのか、お願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

こちらにつきましても、昨年度と同様でございます。見込みでまず申請していただいて結構です。それで、最終的に3割減にならなかった場合につきましても、先ほどおっしゃられ

ましたように、不正とか悪意がないということであれば、返還してくれということは申し上げませんので、見込みで申請していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○5番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

じゃ、もう一点だけちょっとこの特例減免について伺いますんですけども、今年度、コロナ特例減免、実質、昨年度は100%国の財政支援でできたんですよね。今年度、これが100%じゃなくて、自治体が負担することが生じています。これ、国がどうしてそんなふうにしちゃったのかというのはありますけれども。それで、この特例減免をやらない、自治体負担が出るということでやらない自治体もあると聞いています。蟹江町はやっぱりコロナ支援としてやろうということで対応してくれたのはいいんですけども。

実際に、これ100%じゃないんですけども、どのぐらい実際に国の支援があって、町の国保からどのぐらい出す、割合的なことが分かったらお願いしたいのと、実際に、じゃこれ、今ずっと国のコロナ対策として地方創生臨時交付金、私もよく質問するんですけども、これを充当して、実質国保会計からの持ち出しはなくなるということを聞いています。その辺も十分ちょっと考えていただいてお願いしたいと思います。

それでは、先ほどの特例減免の自治体の負担、これについてお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

今年度につきましては、全額国庫補助が受けられる自治体もあるかもしれませんが、ほとんどの自治体につきましては、4割から全額までという形になってございますので、蟹江町の場合は、恐らく4割程度の補助金になる見込みであると算定をしております。

先ほどおっしゃられましたように、国のほうが足りない部分をじゃどうするかという、例えばうちですと6割部分が入ってこないわけですけども、蟹江町の場合といたしましては、現在、一般会計のほうから繰入れをしていただいております7,000万円がございまして、その中でやりくりをさせていただこうと思っております。

ただし、国のほうといたしましては、先ほど議員おっしゃられましたように、コロナの創生交付金のほうで賄ってもいいですよという話はいただいておりますので、そうされる自治体もあるかもしれませんが、うちのほうとしては一般会計のほうから繰り入れのほうで、頂いているものの中で十分やりくりができるのではないかと思っておりますので、そちらでやりくりをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

法定外繰入れの7,000万円を使うと。それとは別に、地方創生臨時交付金も活用できるということです。ちょっとその辺考えていただいて、そっちに補てんするなりしていただけるといいのかなと思います。

それでは、次に、傷病手当金についてお伺いをしていきます。

初めに、この国保の傷病手当金について、この制度自体も、先ほどのコロナ減免と同じように、どのような制度なのかをお願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

続きまして、傷病手当についてご質問ですので、そちらの制度についてご説明させていただきたいと思います。

こちらの制度につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、令和2年度から新たに新設されました制度でございます。概要といたしましては、給与等の支払いを受けていらっしゃる国民健康保険の加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染したこと等によりまして、療養のために仕事をお休みし、その影響で給与を受け取ることができなかった場合に、もしくは一部しか受け取れなかったような場合につきまして、傷病手当金をお支払いする制度でございます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

じゃ、今の制度、これも先ほどと同じ、3月議会で聞いたときは、申請が取りあえずなくてゼロ件でしたという答弁があったんですけども、じゃ、今現在、申請件数はどうなっているのでしょうか、をお願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

申請件数についてお答えさせていただきたいと思います。

令和2年度は、実績、最終的にもゼロ件でございました。令和3年度に入りましてから、1件、こちらのほうで申請をいただきまして、金額といたしましては1万8,565円支給をさせていただきました。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

申請件数が少ないか。3月議会でも言って、周知がなかなか、知らない方もいるのかなというのが現状だと思いますけれども。

そもそも、今答弁あって、どんな制度かということを確認したときに、給与を受けている国保の加入者ということが答弁であったんですけども、そうなってくると事業主は対象じゃないんですよね。これについて、同じ国保の加入者なんですよ。この点について考え方ををお願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

事業主の方が対象ではないのはどういうことなのかということでご質問ですけども、その点についてお答えさせていただきたいと思います。

こちらの制度も先ほどの保険税の減免と同じでございますけれども、国のほうの補助を受

けて実施をさせていただいている制度となります。国のほうの対象要件の中に、被用者が対象ということで、事業主が対象となっておりませんので、蟹江町といたしましても基準内で実施をさせていただくということで、今回は対象とはさせていただいておりません。

国のほうがなぜ対象としなかったかというところにつきましては、やはり被用者の方とは異なって、療養の際の収入の減少状況が多様であること、また、所得補償としての妥当な支出額の算出が難しいというところで、休めば収入が減らされるような被用者の方とは必ずしも同一視はできないというところの考え方の下といたしまして、事業主の方を対象と加えることは難しいということで、対象外とされたような経緯がございます。

ですので、蟹江町といたしましても、国の制度と合わせる形で実施をさせていただいております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

国の基準で、確かに国のほうも所得の算定が難しい、そんな理由で、あくまでも給与を受けている方ということで、事業主やフリーランス、確定申告だけしている人は対象外ということなんですけれども、でも、事業者だからといって所得の補償はしなくてもいいわけじゃないですよ。同じ国保の加入者で。実際、所得を把握することが難しいということも国も言っていて、蟹江町自体も国の基準どおりなんですけれども、事業所得も実質確定申告をするんですよ、毎年、3月15日までに。そこで、所得はちゃんと確定しているんですよ。だから、それから換算してやれることができると思うんですよ。

この点について再度聞くということも難しいと思いますけれども、じゃ、今、蟹江町も国の基準どおりでした。実際に、じゃ、国も蟹江町も事業主、またフリーランス対象外となっているんですけれども、県内で事業主も支給対象に拡大している自治体、全国でもあるんですよ、じゃ、愛知県内であるのか、お願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

県内のほうで調べさせていただきまして、東海市のほうで1件、事業主を対象と加えていらっしゃる場合がございます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

東海市がやっていますよね、事業主まで対象にということで。ということで、じゃ、東海市がなぜやれたのか、その辺というのは把握しているんでしょうか、お願いいたします。あと、どんな内容でやられているのか、お願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

東海市の実施内容についてでございます。

東海市さんのほうにちょっと聞き合わせをさせていただきました。被用者の方については

同じでございますので、差し控えさせていただきますけれども、事業主の方についてのところでございますけれども、算定方法ですけれども、先ほど板倉議員のほうがおっしゃられたとおりでございますけれども、前年中の事業所得の合計額、こちらを240で割って、さらにそこに3分の2を掛ける、そしてそこに支給対象日数を掛けるという形で算出をしておるようでございます。ただし、1日当たりの上限がありますけれども、そちらのほうで算出のほうを出しておるということになっております。

こちらの財源でございますけれども、東海市のほうにお聞き合わせをしましたところ、特に予算上は何か事業主の方にということでつけているわけではないんですが、あつたときに、一般会計の予備費のほうから入れさせていただいておるということでお話をいただきました。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

東海市がやっているということで、どんな方法でやっているのか、ちょっと調べてもらったんですけれども、じゃ、実際に、今答弁あったように傷病手当金実施している自治体、愛知県でも東海市があり、算定方法についても、それぞれの自治体が決行を決めて、東海市がやっているやり方は、先ほどあつた所得を240日で割って、そういう計算方法でやっているんですけれども、じゃ、やっている自治体、事業主も対象にしている自治体を調べてみると、実質、国の財政支援、事業主を追加しても財政支援ありません。でも、各自治体が被保険者間の公平性を保って実施しているとかいうことを言っています。そういうことで国の基準より拡大して、事業主も対象にしているいいんじゃないかと思うのですが、この点について、お願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

板倉議員のおっしゃられるように、被保険者間の公平性をというところから考えましても、国のほうがまず基準から外しておるところはどうかという感じはいたします。ですので、蟹江町といたしましては、まず基準内でしっかりと実施をさせていただくんでございますけれども、事業主の方につきましては、国のほうでしっかりと基準を全国統一でつくっていただいて財政支援をしていただくべきであると考えてございますので、今後も国のほうに要望等、それから動向のほうを注視させていただきたいと思っております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

確かに、被保険者間の公平性というのは分かるんですよ。分かっているんですが、国の基準がこうなっていて財政支援もないから基準内で何とかやりたいと。国にもぜひ事業主も対象にしてくれと要望していくのは、確かにそれはあります。それも含めて、やっぱり

事業主も対象にして、ぜひともコロナ感染した場合の自営業者の支援をお願いしたいと思います。

じゃ、最後になんですけれども、子どもに係る国保税の均等割額の減免導入についてお伺いをしていきます。

国保の均等割は、所得のない子どもも含め、国保に加入する全ての家族に係る人頭税のような仕組みになっています。子どものいる世帯にとって国保税の負担はとりわけ重いものになっております。子どもの均等割は、子どもの貧困対策にも子育て支援にも逆行するものだと考えています。

一方、雇用されている方が加入する健保組合や協会けんぽなど、この保険料には均等割はありません。このことを踏まえて、子どもに係る国保税の均等割額についてお聞きをします。

今現在、蟹江町においての国民健康保険の保険税の、まず算定をどのようにされているのか、お聞きをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、国保税の算定方法についてお答えさせていただきたいと存じます。

蟹江町の国保税の算定方法でございますけれども、4方式という方式を取っております。この4方式というのは、まず平等割ということで、1世帯当たり課税をさせていただくもの。それから均等割、こちらは被保険者数に応じて、その数で課税をさせていただいております。次に、所得割ということで、前年の所得に応じて課税をさせていただいております。次に、資産割ということで、保有される固定資産に応じて課税をさせていただいております。この4つをもって蟹江町のほうの国保税の総額とさせていただいております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

蟹江町、4方式、平等割、均等割、資産割、所得割で、この4方式で算定して保険税が決まってくると、蟹江町でも均等割があります。先ほどちょっと触れていましたように、勤めている人が加入する健保組合や協会けんぽには均等割はありません。なのに、先ほど言った4方式で、国民健康保険では今の答弁でいくと、同じ所得の方でも子どもの数によって国保税が変わってきますよね。この辺についてどう考えているのか、お願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

国民健康保険という制度上、均等割というのがかかってまいります。賦課の問題もございまして、一方で給付という問題もございまして、ですので、給付の平等性という観点から、お子様を含めた被保険者数に応じて均等割のほうを賦課させていただいておる制度であると認識をしております。

賦課で被保険者数に応じてという形になってございますけれども、一方で、軽減判定する

際におきましては、被保険者数で軽減の判定の所得の目安が変わってまいりますところもございます。ですので、お子様の数が多いからどうなのというところではちょっと一概に言えないかなというところもございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番 板倉浩幸君

確かに、軽減によって若干変わってくる可能性もある。計算の仕方でちょっと変わってきますよね。制度上、国保に限って均等割があるということになっています。その点について、今日初めて僕も質問したわけじゃありません。毎回、子どもの均等割はなくしたほうがいいんじゃないかということも訴えてきました。

そういうことで、じゃ実際に、国がようやく来年度、令和4年度から子どもの均等割の負担軽減を始める方針であります。じゃ、この国の制度の国民健康保険の子どもの均等割の軽減を、対象者などどんな内容になっているのか、お願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

来年度から実施されますお子様の均等割の減免についてご説明させていただきたいと思います。

こちらは、実施時期でございますけれども、令和4年度の保険税からとなつてございます。対象者につきましては、未就学児ということで国のほうが規定をしております。所得制限等は設ける予定はございません。

減免の内容についてでございますけれども、均等割を5割軽減させていただきます。さらに、法定軽減がかかる方につきましては、法定軽減後にさらに均等割のほうを5割軽減させていただきますので、最大8.5割の軽減がかかる方も見えます。

財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1からということで、一般会計から特別会計への法定繰入れとなる予定でございます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

国のほうも、今答弁あったように、未就学児、また5割ということです。あと、法定減免を受けている7割、5割、2割の方については、それ以外に半分、5割負担してくれるんですよね。そうすると、全く軽減なかった方は5割で、2割軽減の方は6割、5割軽減は7.5、7割軽減、先ほど最大8.5割と、多分この仕組みなんですよ。

じゃ、実際に、未就学児の均等割を国の方針で5割軽減するということですが、小学校入学前に限って均等割を半分ということで、じゃ、町独自で、今、子育て世帯、支援を頑張るということで、今、蟹江町でも頑張っています。この際だから負担軽減の対象者、今、小学校入学前までと答弁なんですけれども、あと軽減額5割、これを上乗せしたり、対象者を広げることとはできないのか、お願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

町独自で対象者の拡大や、それから減免の割合の拡大などをということでお話をいただきました。それについてご回答させていただきたいと思います。

確かに、未就学児だけでなく、学校に入ればもっともお金、子育て世帯については経済的な負担が多いかなということは理解させていただいております。

今回、令和4年度からこの子どもの均等割の軽減措置というのが適用となります。まずは国の助成の範囲内で、蟹江町としてはしっかり減額措置を実施させていただきたいと思っております。その上で、対象年齢の引き上げについては、引き続き国・県のほうに要望していきたいと思っております。

また、町独自の子育て世帯支援対策といたしましては、国保加入者の方だけではなく、全ての子育て世帯を支援するという意味でございますけれども、今年度の10月1日から、子ども医療費の対象年齢を15歳到達の年度末から18歳の到達の年度末まで引き上げをさせていただきます。ですので、町全体で考えさせていただきたいと思っております。今後も様々な形で子育て世帯のほうを支援はしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

確かに、子どもの医療費の拡充も18歳まで10月1日から始まるわけなんですけれども、でも、それはすごく評価します。本当に頑張ってくれたと思います。そこで、今、国保の加入者だけじゃなくてというんですけれども、社会保険、協会けんぽや何かも均等割ないので、子どもが多くても均等割がないということで、保険料は変わりません。そういう意味で、応援する形で国保税も子どもの均等割をなくすというか、減免をやっていただきたいと思います。

再度というか、部長にも若干、少しお伺いをいたします。

今、担当課長から答弁あったように、なかなか、国がようやく来年度から均等割の半分を補助する、小学校入学前までということですが、じゃ実際に、今、質問しましたように、負担軽減の対象者や軽減額を拡充することが本当にできないのか、部長の考えをお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

今回の改正につきましては、所得制限を設けずに、どの所得の世帯であっても国保加入者のお子様については、小学校に入るまで均等割を半分にさせていただく。さらに、特に低所得の方については、先ほど議員おっしゃいましたように、7割、5割、2割の軽減措置がございます。ですので、最大8.5割の軽減措置が受けられるという、比較的大きな軽減措置が受けられる、そういう制度に来年4月からなっております。

今、議員おっしゃいますように、しかしながら、これ制度開始前から軽減の割合幅ですね、

今5割軽減と言われておりますが、この割合幅がどうであるかということであるとか、当然、これもう何度も議員もおっしゃってみえますけれども、対象年齢が未就学児でそれでよいのかということは、もうこれは制度開始前から様々なところからご意見が出ておるところでございます。

今、次長からも答弁ございましたけれども、今、国保の財政運営の責任主体が県に移っている中で、私どもとしては、この意見は県に特に要望したいところでございます。その上で、この行き先として、特に多子世帯の方が私たち気にするところでございますので、多くのお子様を抱えるところの経済的な負担が少しでも緩和できるような、そんなふうな国保運営に持っていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

本来、本当は県がやるべきなんですよ。県がもっと頑張って、半分、じゃ県で面倒を見る。確かにそうやってちょっとずつ動き出ている県もあるみたいです。

町においても、県の動向、国の動向を確認するというのも必要ですけれども、この機会にぜひとも考えていただきたいなと、もっと。本当にできないものか。

この辺について、町長にもお伺いしたいんですけれども、今回、新型コロナの感染症対策で、国保の保険税、また傷病手当、今、子どもに係る均等割の軽減について伺ってきました。全体的な総括も含めて、特に子どもに係る均等割の軽減について、拡充が本当にできないものなのか、この点について町長の考えをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を申し上げたいと思います。

板倉議員、常々、この均等割については、人頭割だ、何とか何かせえというご要望をいただいております。まさに、先ほど今、次長、担当部長が答弁させていただきましたとおり、やはり国の事業として今回、5割軽減、就学前だけでありますけれども、我々にとっては、その7割、5割、2割軽減にプラスされると、本当に低所得の方は助かるんじゃないかなというふうに思っております。

また、今、国保の運営が県に移行をいたしておりますし、国保運営協議会の中でも、板倉議員もご承知おきいただいていると思いますが、4方式から資産割を、これ2年ごとに軽減していきまして、最終的に所得割のほうに多分移行することになると思います。

そして、愛知県52市町村あるわけでありまして、その国保の両立を均等にすると、これも非常に難しいことだというふうに私は思っています。そもそも県が管理するようになったのは、その平等性を統一化するために県がということで、後期高齢者と同じような制度をし、徴収はもちろん地方自治体がやるわけでありまして、非常に今、流動的な状況になってございます。令和6年からは3方式に変わるわけでありまして、まずしっかりと

収入を見ながら……

（「令和2年度から」の声あり）

いや、3方式。

（「令和6年」の声あり）

6年ね。2年じゃないですよ。

今、4方式で徴収をしておりますけれども、いわゆる3割、これがもうなくなります。一番大きな両立でありますので、資産割のことについては、多分、板倉議員もよくご存じだと思いますので、この3方式で徴収することになると思います。自治体によっては2方式で徴収しているところもあるわけでありまして、保険税でなくて保険料という形で歳入を頂いているところもあります。また、法定内繰入れもあれば、法定外の繰入れをしているところもありますし、国は特別会計ですから、独立独歩、独立採算をやってくれというふうに言っている反面、それぞれの自治体で考えてくれと、先ほどのような考え方が、柔軟的な対応をしてくれということを向こうのほうから言ってきているのも事実であります。

まず、大変過渡期でありますので、しっかりとそれを見据えながら進めてまいりたいと思いますとともに、先ほど次長が言いましたように、15歳から18歳までの医療費の無料化を始めました。これも数千万円単位の歳出出動になることはご承知おきいただいていると思います。まず、しっかりと足元を固めて、それから県と国との向き合いをしながらやってまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、均等割軽減について、国が4年度からやっていただけるというのはありがたいことでありまして、それを境にしてしっかりと蟹江町も皆様方に、満足がいけるかどうか分かりませんが、平等性をしっかりと保つような、そんな国保にしていきたいなど、こんなことを思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

町長のほうから、今後の国保の状況、将来的に蟹江町も4方式から3方式、資産割を最終的にゼロにしていくということで、その辺は県単位化になってから動き出して、あと、先ほど言った法定外もなくしていけという考えを持っています。県自体も。これをすぐなくすことは絶対無理な話ですし、その辺を今後の国保について、ありがとうございます。

じゃ、誰もがお金心配なく医療を受けられることを目指した国民皆保険の理念を後退させる動きが、今に始まらず常にあります。例えば、患者の医療費負担を増やそうとする動きであります。医療機関で保険治療を受けた際にも、保険料とは別に窓口負担がかかってきます。その窓口負担を、今回子どもでは18歳までということを実費に蟹江町が行っていきます。

支払う額は、65歳までの現役世代は、かかった医療費の3割、65歳から74歳が2割、75歳以上は今現在1割です。今でこそ窓口負担を支払うのは当たり前になってきています。でも、

実際に1980年代は健保本人が無料、老人医療も無料でありました。

今、貧困と格差が拡大する中、保険料を何とか納めたとしても、窓口負担の支払いが困難で医療機関の受診をためらったり、必要な医療を中断したりする例が増えています。その上で、後期高齢者の窓口負担を1割から2割に引き上げる法律も成立してしまいました。窓口負担が引き上げられれば、さらに受診抑制や治療中断が起こるのは明らかであります。高齢者の健康への影響が懸念されています。誰もがお金の心配なく医療を受けられるようにということで国民皆保険であります。

国民皆保険の実現から50年、社会保障としての医療の発展、充実を実現しなければなりません。今回、国保の改善としてコロナ禍での国民健康保険を伺ってきました。今後、保険税の引き上げは行わず、払える保険料に引き下げ、減免制度を拡充していただきますよう強く要望しまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、板倉浩幸君の質問を終わります。

それでは、ここで消毒作業のため、暫時休憩といたします。

トイレ休憩も含めて5分程度時間を取らせていただいて、45分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

(午前10時38分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時47分)

○議長 佐藤 茂君

質問3番 飯田雅広君の「電子化の時代に合わせた情報公開制度を」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○8番 飯田雅広君

8番 立憲民主党 飯田雅広です。

議長の許可をいただきましたので、「電子化の時代に合わせた情報公開制度を」ということに関して一般質問を行います。

コロナ禍の中ですので、特にデルタ株は非常に感染力が強いということですので、できるだけ3密を避けるために簡潔明瞭な一般質問を心がけますので、理事者の皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、本年4月に住民の方から、当町の情報公開制度に対してご指摘がありました。私もその件に関しては関わらせていただきましたので、ある程度やり取りは分かっておりますけれども、そのときの住民の方のご指摘された内容、その際の当町の状況、その後の

対応策をご説明ください。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問ございました件に、順番にお答えさせていただきたいと思います。

まずは、これまで蟹江町におきましては、全ての情報公開請求につきまして、請求者の方々より情報公開請求書を提出していただき、公文書の特定をした後、速やかに公開をさせていただいております。

今回、住民の方からのご要望は、情報公開請求によらず、情報提供にて文書を提供してほしいというご要望でございました。その際の当町の問題点といたしましては、要望に対する対応を検討するのに時間を要し、住民の方への回答が遅くなったというところでございます。

その後の対応といたしましては、国や県からの通知文におきまして、非公開情報が記載されていない簡易的な公文書につきましては、発信元に問い合わせをさせていただいて、情報提供可能である確認が取れた場合につきましては、情報公開請求を待たずに蟹江町から当該公文書を情報提供できるように対応するとともに、町職員に対しまして適切に対応するようにという文書を通知させていただいております。

また、情報公開制度について、より広く住民の方々に知っていただきますために、蟹江町公式ホームページの内容を充実させていただきました。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

住民の方からご指摘があって、すぐに担当者と課長も迅速に対応をしていただきました。今、先ほど答弁にもありましたとおり、町の公式ウェブサイトにもしっかりと申請書も含めてダウンロードできるような形を迅速に取っていただき、そのご相談があった住民の方も一定のご納得をいただいておりますので、しっかり対応していただきました。本当にありがとうございました。

それでは、この蟹江町における過去5年間の情報公開請求の件数というのは、どれぐらいになるのかお聞きいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問に答えさせていただきます。

過去5年間の情報公開請求の件数というところでございます。令和3年度8月末現在まででございますが、3件、令和2年度につきましては13件、令和元年度は10件、平成30年度は9件、29年度は15件、28年度は14件で、64件でございます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

本当に県とかそういうところではありません小さい蟹江町ですので、件数としてはやはりそんなに多くないというふうに思います。

ですので、実際件数が少ないからこそ、なかなか職員の方も不慣れであったり、組織的にまだ全庁的にしっかりとしたやり方が統一されていないのかなというふうに、この4月のときに私は感じたわけですが、それでは、この情報公開請求に関してですが、デジタル庁も発足したわけですが、行政文書においても、やはりこの電子化という流れは早急であります。

この4月に住民の方からのご相談のときにも、電子メールで受け取れないかというような多分問い合わせがあったかと思います。この情報公開条例での電子化の対応ということも重要になるかなと思います。

電磁的記録を公開文書に含めましても、電子メールの扱いなど実際の運用ではなかなか判断は今、分かれてはおりますが、例えば大阪府では、保有する情報は府民のものであるとの理念の下、行政文書公開制度を設けております。その中で大阪府の電子メールの公開の考え方として、電子メールは大阪府の職員が組織的に利用するものとして管理している場合は、大阪府情報公開条例に基づく公開請求の対象として公用PCの共有フォルダで管理するものや知事メールなど、公開対象のメールを明記しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人と人との接触の機会を軽減することなどが現在求められておりますので、行政情報開示請求と交付の電子化に関する対応をお聞きます。

情報公開請求については、ウェブ上や電子メールで請求できる自治体が増えてきております。例えばさいたま市は情報公開請求を電子申請で受け付け、A4用紙10枚以下の文書は電子交付と電子メール、またはファックスによる写しになりますけれども、の交付が可能となっています。大阪府大東市では、2018年度の情報公開の半分以上が電子メールによって実施されたとのこと。大阪府ではまず電子申請、電子交付による情報提供を行い、提供されなかった情報を公開請求する2段階方式を取っております。

そこで、蟹江町の情報公開制度の電子化に関してお聞きます。

まず、ウェブ上での情報公開請求は可能でしょうか。

次に、電子メールでの情報公開請求は可能でしょうか。

最後に、審査結果や開示文書を電子メールで受け取ることは可能でしょうか。

以上、3点お答えください。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在の当町の情報公開制度の運用状況といたしましては、情報公開請求書は公開窓口においてご提出をいただくというところになってございます。基本的には公開請求者から直接受け取ることを原則とさせていただいて、ホームページ上またはファクシミリ及び電子メールによる公開請求については、公文書の特定、送受信の確実性という観点から、現在のところ

対応していないような状況でございます。

また、審査結果や開示文書につきましても、電子メールでの対応は現在いたしておりません。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

現在の蟹江町は対応していないということでしたので、総務部長にお聞きをいたします。

繰り返しますけれども、社会情勢としては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人と人との接触の機会を低減することが今は求められております。当町は情報公開制度の電子化への対応ができていない状況ですけれども、既に電子化している自治体は、先ほども幾つか例を挙げさせていただきましたが、存在をしておりますので、この分野に関して遅れているのではないかと思います。

総務部長は、新型コロナウイルスが発生してから、この件に関しまして大変強い危機感を持って対応されていると思いますので、この情報公開制度の電子化に関して総務部長の見解をお聞きいたします。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご質問にお答えをいたします。

先ほど議員のほうからお話がございましたように、国において行政オンライン化をはじめとしたデジタル改革を推進するために、今月の1日からデジタル庁が創設されました。議員ご指摘のとおり、今後さらにそういった背景も含めて電子化が加速していくというような認識をしております。

そういう中でやはり当町として一番重要視しないかんことは、住民の方の生活の利便性を向上させることをどうするかということが重要だと私としては捉えております。その反面、さらなるそういった個人情報の保護の体制整備がかなり重要にさらになると認識をしております。

先ほど総務課長のほうからご答弁させていただいたように、電子メール等での申請につきましては、公文書の特定、送受信の確実性が十分でないことから、現在は実施しておりませんけれども、今回、いい他の市町村の資料も議員のほうからご提供いただいておりますので、そういった電子化の対応に向けましては、先進自治体等の情報をしっかりと今後も収集いたしまして検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

本当にコロナ感染症が拡大していく中で、私も生活の中でかなり電子化の方向に進んでいっています。その中で、やはりいざ使うと便利な面はあります。本当に最近ではほぼ財布を出したことがない、全てもうQRコード決済になってしまっています。

そういう意味では本当に個人情報の保護ということは大切ですけれども、電子化は進んでいかなきゃいけない、そういうような状況になっているかなと思いますので、ぜひとも先ほどおっしゃっていただいた先進地域のほうをしっかりとどのようにやっているのか見ていただいて、ぜひとも進めていただきたいというふうに考えております。

それでは次に、開示期限に関してお聞きをいたします。

一般的に情報公開請求日より14日から15日以内に開示を実施する条例が多くなっています。理由があれば一定期間の延長、さらに期限を定めない延長も可能としている条文もありますが、千葉県では過去に開示まで9年かかった例もありました。

それでは、当町の開示期限の設定と実際の運用に関して5点お聞きいたします。

まず、条例では請求から何日以内が開示期限となっていますか。

次に、実際の運用において開示まで長期間かかった例はありますか。

次に、時間がかかる場合は、早い段階で一部の文書を開示したり、あるいは結論を早く出すなどの工夫ができないのでしょうか。

次に、情報公開法に基づく開示請求は行政手続法に規定する申請に該当します。同法第7条では、申請が行政庁の事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないと、かつ申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに申請者に補正を求めるか、申請を拒否しなければならないとしています。

情報公開法においても第4条で、開示請求書に形式上の不備がある場合は開示請求者に補正を求めることができることとされるとともに、補正を求めるに当たっては、行政機関の長は補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないとされています。開示決定等を行うためには開示請求の対象となる行政文書が特定されている必要があり、開示請求書には行政文書の名称、その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載することとされています。

一般的には、国民には行政機関がどのような行政文書を保有しているか分からないことなどから、対象文書について〇〇に関する文書一切といった範囲が客観的に明確でない記載がされている場合があります、このような場合、行政機関としては参考となる情報の提供を行いつつ必要な補正を求め、開示請求者が行政文書の特定を適切に行うことができるようにすることが重要ではないでしょうか。

そこで、窓口での絞り込み、補正、また情報提供の充実、資料のリスト化などを行ってはいかがでしょうか。

最後に、長期間の場合は非公開とみなすという条文を設けて、不服審査に道を開く方法もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、5点、お答えください。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、5点ご質問いただきました。順番にお答えさせていただきたいと思います。

まず、当町の開示期限につきましては、情報公開請求があった日から起算して15日以内となっております。

続いて、開示までに長時間かかった例というところがございますけれども、これまで基本的には開示期限の15日以内で対応をさせていただいております。特例といたしまして、第三者に意見書を提出する機会を与える場合がございますので、こういった場合については若干お時間を要することがございますので、特例的に数件そういう場合がございます。

続いて、時間がかかる場合は、一部文書を開示したり、あるいは結論を早く出すなどの工夫についてでございますけれども、当町におきましては、開示までに時間がかかる場合には、期間を30日以内に限り延長することができるという規定に基づきまして対応させていただいております。基本的には、開示請求より45日以内の間に開示しているような状況で現在のところは運用しているというところがございます。

続きまして、情報提供の充実、資料のリスト化等についてのご質問でございます。

蟹江町の現在の運用では、窓口で申請を受け付ける際に文書を特定をして絞り込み検索や補正を行った上でご提出をいただいております。

今後の課題といたしまして、情報公開制度の電子化対応等を実施する場合には、議員おっしゃられましたように、資料のリスト化等の整備も併せて実施できるように、このあたりも踏まえて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

最後に、長時間の場合は非公開とみなすという規定を設けてはどうかというところのご質問でございます。

開示までに長時間を要する場合の対応といたしましては、現在までは原則45日以内の開示で対応させていただいております。さらに時間を要する場合につきましては、一部を開示した上で相当期間延長するということとなってまいりますが、現在のところ蟹江町では45日以内の対応ができていうところがございます。

議員おっしゃられますように、千葉県のように数年かかった例もございますので、こちらの事案等も含めまして、内容等を精査させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

最後の時間がかかった場合に関して、行政不服のほうにつなげていってはどうかというところですが、やはり千葉県の例も恐らく、たしか件数が非常に多かったというので時間がかったというような記憶をしております。ただ、申請者に関しましては、やはりいつまでたっても回答がないというのは、非常にやきもきもしますので、こういった形を取っていただきたいなというふうには思います。そういう意味では、ここの部分に関しては、しっ

かりと検討していただきたいというふうに思います。

また、開示期限15日で、何かあれば30日の延長ができるということですが、ここに関しても、できるだけ15日以内にしっかりと回答していただけるようなことを目指していただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

今回は情報公開制度に関して質問をしておりますけれども、先ほどの答弁にもあったとおり、蟹江町としては情報公開の請求はそれほど多くないのが実情です。そのため職員の方の経験や制度への理解の不足が生じているのではないのでしょうか。それを補うために、法律の専門家として自治体内弁護士の導入を検討してはいかがでしょうか。自治体内弁護士を活用して、組織としての法務能力を向上させるという狙いになります。

2000年の地方分権一括法施行により自治体の法的権限が拡大し、法律解釈や条例づくりなどの政策法務が重要となっておりますが、生え抜きの自治体職員だけでは法務能力に限界があり、法律の専門家として自治体内弁護士の導入が重要となるのではないのでしょうか。

自治体内弁護士の導入は、2012年に明石市で導入されて以来、自治体内弁護士の導入は増加し、2020年3月時点では125の自治体で193名が常勤職員として活動をしています。

参考資料として明石市の取り組みをつけさせていただきましたが、自治体内弁護士は、職員向けの法律相談や研修、苦情や不当要求への対応、訴訟や債権回収など多様な業務に従事をしています。日弁連も活用や応募に積極的支援し、日本弁護士連合会は求職システムとして「ひまわり求人求職ナビ」で国や自治体からの求人情報を掲載していますし、自治体への呼びかけもパンフレットを作成して、「顧問弁護士との関係は」などQ&Aも公表をしております。

そこで、2点お聞きいたします。

政策法務強化のために、自治体内弁護士の導入を検討してはどうでしょうか。

また、自治体内弁護士の導入に関して課題があるとすれば何でしょうか。

以上、2点お答えください。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

現在、当町では1名の弁護士の方と顧問弁護士の委託契約を締結させていただいております。裁判や法令等の諸問題につきましては、随時相談できる体制を取らせていただいて、今対応をしているような状況でございます。

自治体内弁護士につきましては、現在のところ雇用する予定はないのが状況でございます。

続きまして、自治体内弁護士の導入に関しての課題というところでございますけれども、雇用するために、まず費用面のところが問題ではないかと。あと、常勤職員として従事していただくときに、やっていただく業務に関する面で課題があるんじゃないかと思われま

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

顧問弁護士がいるというふうなお話ですけれども、やはり自治体内弁護士と顧問弁護士さんの役割というのは違うというふうに考えます。ですので、顧問弁護士がいるからというのは、なかなかそれで導入を検討しないというのは、少し違うのではないかなというふうには考えておりますので、先ほども少しお話ししましたけれども、125の自治体で193人が今もう常勤として働いておりますので、またそういうところも一度見ていただいて、どのような形で勤務しているのかというのを参考にさせていただきながら、少し前向きに検討いただけたらなと思います。

先ほど今コストの問題ですとか、どのような業務にというところもありましたけれども、先進地域をまた見ていただいて、ぜひともご検討いただけたらなというふうに思います。

それでは、町長にお聞きをいたします。

コロナ禍で自治体はデジタル化という課題を突きつけられています。情報公開もそうであります。6月議会の代表質問で町長は、デジタル化すべきもの、すべきでないものをしっかりと精査して対応していくと答弁されました。情報公開を電子化に対応させるということに関していかがお考えかお聞かせください。

また、自治体内弁護士の導入に関しましても、コストやどのような業務に就かせるのかといった問題はあるかと思いますが、先に導入している自治体を参考にさせていただきながら、まだ職員が不慣れな諸問題に対応してもらうといったことを通じて、職員の負担を軽減させるというメリットもあると思います。

今回の情報公開に関しても、そうだというふうに私としては思っております。このような点においても自治体内弁護士の導入はメリットがあると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を申し上げます。

まず、資料を頂きまして、ありがとうございました。熟読させていただきました。といいますのも、私の大学の所在地が大東市にありまして、非常に住みやすいまちであり、2年しかいませんでしたが、その中でちょっと懐かしいなと思って、ずっと読ませていただきましたが、ありがとうございました。

今のご質問にお答えをしたいと思います。6月にお答えをさせていただきましたとおり、先ほど担当部長から申し上げましたとおり、デジタル庁が9月1日にスタートをいたしました。民間の方が半分雇用されるようでありまして、非常に問題がないわけじゃないというふうに思います。やっぱり個人情報もしっかりと確保した上で民間の方の力を入れながら、ちょうどヤフーの本社のそばにどうも建っているみたいで、そこのビルを借り上げて今業務を

進めているということを情報として我々聞いておりますが、一日も早い発進を、もう一つ言う個人情報をしっかり捉えながら、マイナンバーカードの普及も含めてでありますけれども、期待するところであります。

一方、総務省は、これも調べたところでありますけれども、地方税の情報システム云々を標準化するという、そういう施策案をつくったようでありまして、2025年だと思っておりますけれども、システムの移行を全国的にやりたいというような考えがどうもあるようであります。

情報化できるもの、できないもの、これをしっかり分けていかなきゃいけないなというのは、まさにそこで精査をされるんじゃないかな、今こんなことを思っておりますし、DX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションがこれからどんどん前へ前面に出てくるわけがありますし、教育の面でもGIGAスクール等、5年間かけてやるものを1年間で今スタートをさせていただきました。

まだ問題点がこれからたくさん出てくると思いますが、少しずつ慌てずにやっていかなきゃいけない。5年たてば当然ソフトの更新等々があるわけでありますので、そのときにいろんな問題がまた議論されるわけであります。

ただ、ここで活躍するのが、先ほど申し上げられました自治体内の弁護士の雇用、活用、運用ということであります。これ去年だったと思っておりますが、私が町村会の会長をやらせていただき、理事という形で県の理事会に出ていたときでありますけれども、県の弁護士会の方がおみえになりまして、それぞれの地方自治体、今16町村あるわけでありまして、市を入れますと54であります、16町村の中でいろんな法律相談等々がありましたら、どうぞご活用くださいと。ただではありませんけれどもねという、そういうプレゼンをいただきました。

そこで首長さんがるおっしゃったのは、やっぱり説明しましたように、顧問弁護士さんを一応お願いをしているよと。ただ、そうは言っても係争事件が近年本当に多くなりました。そういう意味で町民の皆さんにもご迷惑をおかけをしたくない、また町の職員にも負担をあまりかけたくない。そんな中で法律に詳しい方が常時おっていただけるというのは非常に有意義であるというふうに今現在では考えてございます。

ただ、係争事件がそんなにあるわけではありません。うちも数件抱えておりましたが、今、若干解決した部分もございます。常時、じゃ、会計年度つきで採用するのか、それとも任期をつけて採用するのかについては、これからやっぱり考えていかなきゃいけないことだと思いますが、ランニングコストの問題、費用対効果の問題もきっちりまた皆様方にもお話をしなきゃいけない。これは庁舎内で一度検討をしていく課題の一つだというふうに今現在は考えてございます。ただ、いつ雇用できるかということについては、もうしばらくお時間をいただけるとありがたいと思います。

いずれにいたしましても、デジタル真ただ中でありまして、AI、人工知能がどんどん

出てきます。業務も情報化も電子化されるのは、すごいスピードでやっていかなきゃいけないと思っております。

蟹江町もチャットボットの採用、OCRの採用、間違いがなく情報をしっかりと町民の皆さんに提供できるような、そんなシステム構築を国のほうがやっていただければ、それに関して費用対効果もそこで考えてやっていけるんじゃないかなというふうに考えてございますので、性急な改革は難しいかも分かりませんが、少なくとも2025年の国の政策にのっとってしっかりやってまいりたいというふうに思っておりますし、先ほど言いましたように優先順位が高いところから、やれるところからスピード感を持ってやっていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○8番 飯田雅広君

自治体内弁護士を導入というところは、やはりコストの問題は当然あるかと思います。しかしながら、例えば今、住民の方のニーズというのがすごい多様化をしている状況にあります。その中で職員の方の負担というのは、以前に比べれば、かなり増えているというふうには思っておりますので、そういった職員の負担軽減という面からも、自治体内弁護士の導入のメリットはあるというふうに考えておりますので、また前向きにご検討いただけたらなというふうに思います。

また、このデジタル化に関しましても、テレワークというのが働く上では言われているんですけれども、ちょっとアンケートの取り方がそれぞれ違うので難しいんですけれども、例えばアメリカですとかヨーロッパでは、このコロナ禍でテレワークがより進んでいった結果、効率化になったというような意見が多いというように何かの記事で見ました。ただ、日本の場合は、テレワークによって効率化していない、さらに非効率になったというような意見が多かったということで、やはり日本は、そういった面ではデジタル化というものが遅れている。コロナ禍で日本のデジタル化の遅れが目立ったんですけれども、本当に遅れているなというふうに思います。

そういう意味では、前回の代表質問のときに、豊中市では首長が先頭を切ってトップダウンでデジタル化を進めているという話を私はさせていただいたんですけれども、ぜひ当町にも、いろいろな個人情報の問題はあると思うんですけれども、より進めていただけたらなというふうに思います。

最後に、これは要望になりますので答弁は要らないんですけれども、また今回、情報公開をというところから少しずれるかもしれないんですけれども、ちょっと心配なことがありましたので、ここでお願いさせていただこうと思います。

先日の全員協議会で、蟹江町観光センターに関する案件の説明がありました。細かいことは言わないほうがいいですかね。多分、板倉議員だったかと思うんですけれども、担当課ではない部署の理事者に質問をしたところ、内容に関してあまり承知していないというような

答弁があったかと思います。これを聞いて、本当に役場内、役所内、部署内の内部の報・連・相がうまくいってないのではないかというような印象を受けました。

先日の全員協議会で出された観光センターに関する資料に記載してある数字に関しては、実際の最終的な数字ではないと思います。まだまだ中途半端な状況だと思うんですけれども、最終的なしっかりとした報告ってしていただけるんですよ。これもある意味、情報ですし、我々議員にもしっかり最終的な報告、いわば情報公開をしていただいて、説明していただきたいと思っております。この前のご説明の内容だけを見たんですけれども、地方自治法で確認したところ、多分この件を進めても議会の議決は要らないようです。

ですので、前回の全員協議会で説明して、取りあえず議員には、これで説明したでいいかというような扱いになっていないとは思いますが、なかなかこの件に関して内部の連携がうまくいっていないような感じの印象を受けておりますので、我々議員にもしっかりとした最終的な説明があるのか心配になっております。

ぜひとも、しっかりと最終的な説明を我々議員に最後にはしていただけるとと思います。全員協議会で、また担当からしていただけると思うんですけれども、今みたいな中途半端な状況だけは避けていただきたいなというふうに思いますので、この点を最後にお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

じゃ、すみません、町長お願いします。

○町長 横江淳一君

大変、疑念を持たれたことにつきましては、議員各位に陳謝を申し上げたいと思います。決して情報が錯綜していったということではなくて、ちょっとした連絡ミスがありまして、非常にそのところはあってはならないことだと思っております。最高責任者として責任を十分感じております。

今後このようなことがないように、しっかりと内部で話を詰めて皆様方に情報を出させていただき、電子的、紙的媒体も含めてでありますけれども、大変申し訳なく思います。今後二度と起こらないように、しっかりとやらせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○8番 飯田雅広君

町長におわびいただくと思っていなかったのですが、ちょっと心配だったものですから、最後にどうかなと思ったんですけれども、少し心配しているというところだけお話しさせていただきました。

今、町長からお話あったとおり、しっかり対応していただけたということですので、安心しておりますので、またどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の一般質問終わります。ありがとうございます。

○議長 佐藤 茂君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

次、今、伊藤俊一さんですけれども……

(「中途半端になっちゃう」の声あり)

○7番 伊藤俊一君

午後からお願いします。

○議長 佐藤 茂君

それじゃ、今、伊藤俊一さんのほうから午後からお願いしますということですが、どうさせていただきますでしょうか。お諮りしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「いんじゃないの」の声あり)

まだ時間が30分ありますので、どうかと思いましたが、伊藤俊一さんですけれども。

○議会運営委員長 吉田正昭君

今、伊藤俊一議員から要望がありましたが、まだ30分ぐらいありますが、本来ならやるべきじゃないかなと、今まで例ですと、そのようにまいでもやっておるような気がしますが、以上です。

○議長 佐藤 茂君

どうでしょうか。途中で一旦終わって、また昼からと、そういうことは無理でしょうか。

○7番 伊藤俊一君

ただお願いをしただけで、駄目なら駄目で結構です。

○議長 佐藤 茂君

それじゃ、申し訳ございません。まだ30分ございますので、言い足りないこともございましたら、また昼からお願いしたいと思いますが。それじゃ、このまま進めていきたいと思いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで教育部次長退席と消防長の入席を許可いたします。

それでは、暫時休憩とさせていただきます。

(午前11時29分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時32分)

○議長 佐藤 茂君

質問4番 伊藤俊一君の「新型コロナ感染症禍での対応について」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

質問を始める前に、ちょうど11時半、2分ぐらい前でしたね、終わったのがね。今、再開を議長が宣言されたのは30分過ぎておる。30分を切った場合は午後に回すという慣例があっ

たと思いますけれども、そんなことは、話があったときは30分前でした。スタートするときに30分過ぎておったんです。細かいことを言うわけじゃないけれども、今までの慣例はそういうことです。半を過ぎたら午後に回すということでした。その辺どうでしょう。

○議長 佐藤 茂君

ちょっと待ってください。申し訳ございません。私はこれ許可いたしましたので、このまま、申し訳ないですけども、進めていきたいと思いますので、申し訳ございませんが、よろしくをお願いします。

○7番 伊藤俊一君

そういうことは、今後、多少半を過ぎてもやるということにしたいということでスタートするというふうでいいですか。

○議長 佐藤 茂君

私が返事していいものか分かりませんが、今回はそのようにさせていただきたいと思います。

○7番 伊藤俊一君

はい、分かりました。

○議長 佐藤 茂君

よろしくをお願いします。

○7番 伊藤俊一君

じゃ、始めさせていただきます。7番の伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「新型コロナウイルス感染症禍での対応について」と題しまして質問をさせていただきます。

最初に、長引くコロナ禍において、お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、入院をされておられる方々、また各所で療養をされておられる方々にお見舞いを申し上げる次第でございます。また早いご回復をお祈りいたします。また、医療に従事されておられる方々のご労苦に対し、深く感謝を申し上げます。

さて、8月から9月、今日現在においては、蟹江町、大治町、あま市、海部地域で新型コロナウイルス感染症の感染者が急増をいたしております。ワーストを競い合っている悪い状況にあります。私はこのような状況になることを心配して、今までに幾度も新型コロナ対策をするように一般質問をし、議会でも申し上げてまいりました。

9月議会の全員協議会において、奥田議員から、多くのコロナ感染者が蟹江町において出ている、このことに対して、議会として啓発活動として近鉄蟹江駅、富吉駅、そしてJR蟹江駅で啓発活動をしてはどうかと、そういった要望がなされました。誠にもっともでありがたい要望でございました。

数日後、奥田議員より連絡がありました。啓発活動をやることになったよと。町も賛同し、

町から町長、副町長、教育長、民生部長、議会事務局が一緒に参加をすることになり、9月8日、9月10日の朝、7時30分から8時15分まで行政と議会が一体になってコロナ感染症対策に取り組んでいる姿を町民の皆様にご覧いただくことができ大変喜んでおります。理事者の皆様に、まずもって感謝を申し上げる次第でございます。

蟹江町の職員の皆様と蟹江町議会が一丸となり、町民の命と財産、安心・安全を守る努力をし、町民の皆様に安心して暮らせる蟹江町の環境をつくる義務があると思っております。

また、新型コロナ禍で急増していると言われております無気力、慢性疲労、乱れる自律神経のバランスについて、蟹江町の対応策はできているのでしょうか。そこで、前段で申し上げたことも含めて、政策担当であり政策推進室長にお尋ねをいたします。

最初にお聞きしたいのは、ワースト上位から抜け出す対策を考え、何を実行してみえたのかお尋ねをいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

それでは、お答えさせていただきます。

蟹江町では今年の4月、5月に多くの新規感染者が報告をされ、愛知県内自治体での感染状況ではワースト上位の状況でございました。こうした事態を受けまして、公共施設の利用停止や利用規模の縮小を状況に応じて実施をまいりました。

また、町民の皆さんには、マスクの着用、手指の消毒、不要不急の外出、そして移動の自粛といった基本的な感染防止の対策の協力をお願いを「町長メッセージ」として町のホームページにも掲載をし、また緊急事態宣言が発令時には、より多くの人に届けるためにYouTubeでも町長のメッセージのほうを動画の配信ということでもさせていただいてまいりました。

また、飲食店には営業時間の短縮や酒類の提供休止、感染防止対策などの協力をお願いを食品衛生協会、商工会のご協力をいただきながら、事あるごとに周知徹底をお願いをしてまいりました。

また、感染対策の要となりますワクチンの接種につきましては、町内の医療機関と連携をしながら、町民の皆さんが少しでも早くワクチンの接種ができるように、現在においても進めてまいっておりますでございます。

そして、議員からもご心配をいただいております広報車での啓発、そして緊急事態宣言における防災行政無線での啓発についても、これまでに実施をしてきたところでもございます。

現在も大変厳しい状況が続いておりますけれども、各種関係機関と連携をしながら、また最新の情報にも注視をしながら、コロナ対策を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

いろいろ当たり前の対策は当然当たり前。どこの行政でもやっている。どなたも分かっていることであります。ただ、政策推進という、室長という立場、そういった中でもう少し、これだけ感染者が増え、本当に恐ろしい。そんな状態にだいぶ前からなっているんですね。そういったときに、どういった対策をしたんだろうか、対応を、内部でどんな会合を開いて、どんな対策を練ったんだろうか、そういったことをお聞きしておく。当たり前の答弁は必要ない。

何か目新しい、また昨日、近鉄の駅へ議員が大勢参加をしてやることができた。これについても、あなたの主導で我々が動いたわけじゃない。奥田議員の発言があって、初めて目新しい行動が蟹江町としてできた。こういったことなんです。こういった新しい、目新しいことをやらない限り、なかなかこの感染は収まらんですよ。

国が何も言っていない、県はまだ何も指示がない、だから蟹江町はその指示を待っているんだと。そんなことではこの有事は乗り越えられませんよ。私が前から、何とか皆さんのお知恵でこのコロナに打ち勝つ蟹江町、そうなってほしい。縦割り行政だけでは解決にならないことは分かっているわけだ。

民生の部長をはじめ保健所の皆さん、相当苦勞をしていることは皆さんご承知のとおりだ。安心安全課は街宣車を回しておればええ。そんなもんじゃないんです。同報無線をお願いしたらなかなかやらなかった。しかし、これも奥田議員が一言、保健センターへ視察に行ったときに言葉を添えていただいた。それで始まった。議員が提案をすることを了とすることが少な過ぎるんじゃないの。もう少し真剣に一丸となって、縦も横も斜めも皆さんが真剣に考えて、ぜひやっていただきたい。

ついでであります、皆さんはこのコロナ対策で1週間に何度かは会合をしてみえろと。そういった会合の結果を、当然そこには町長も副町長も同席してみえろと思うけれども、皆さんから、それなりの強いそういうまとまりでは駄目だ、こうしてほしい、それでないと収まらんというような意見が出されたことがあるのか、ないのか。

副町長にお尋ねします。そういった会合のときの議論。今、私が申し上げたように、それぞれの立場で意見がなされておるのか、トップダウンでこういう方針でいこうというような形でお決めになっておるのか、ちょっとお聞かせをいただけませんか。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、伊藤議員から、新型コロナウイルスの感染症対策について、今までの経緯を含めてご答弁を申し上げます。

まず、この新型コロナウイルス感染症対策については、町全体会議として感染症対策本部会議をいうのを開催しております。今度、9月10日に開催するのを含めて発足時から33回やっております。

当然のごとく、その中では、今、室長が答弁しましたように、まずは新型コロナウイルスの感

染の拡大を防ぐために人が集まることを防ぐこと、これは町民の皆さんに大変ご負担をかけました。それは公共施設の開設の休館だとか、様々な形で施設の閉館も含めて議論をさせていただいております。また、町長のメッセージも含めていろいろな議論をしながら、これまで33回やっております。

そんな中でいろんな案を出していくわけですが、残念ながら、今、国でもそうありますが、やっぱり言葉自体での働きかけは、なかなか町民にとってのあれが難しいと。国においては、法的な規制もかけてロックダウンだとか、そんな議論もされるようではありますが、まだまだ日本の中でそれはなじまない。そんな状況の中で我々も打てる手をしてやってきたことであります。

そして、防災行政無線も使い、それから広報車のパトロールも使い、だから広報車、防災無線につきましては、議員さんの提案もありながら我々もしっかりと連携を取ってやってきておりますので、それぞれのセクションの中で今考えてやれること、やらなきゃいけないことを対策会議の中で出させていただいて、それで議論をし、決定して進めてまいりました。

ですから、議員おっしゃるように、決して縦割りではございません。オール蟹江町で保健センターの集団接種、それから個別接種、全てすべからく対策本部会議で議題に出しまして議論をしてまいった経過がございます。

そして、昨日、蟹江駅におきまして、議員と私ども執行部がコロナウイルスの感染症対策で町民の皆様にご協力いただき、直接働きかけをしました。これもその中で大変ありがたいことだと思っておりますし、デルタ株のまん延の中でなかなか有効な手だてが打てないというのが現状であります。こういうこともしっかりと地道に進めながら、それとあとワクチン接種であります。このワクチン接種をしっかりと確実に進めて、できるだけ感染も防ぎ、新しい生活様式の中で経済が活性化するような、そんなことを我々も願って進めておるところであります。

ただ、残念ながら、今のところ見通しもまだ立っておりません。議員がおっしゃったように、ここ蟹江町は2桁の発症者が出ております。そういうことを踏まえながら、ただ、その対策をまたしっかりと議論しながら進めていきたいと、そういうふうに思っておりますので、今後ともご指導のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

○7番 伊藤俊一君

なかなかすかつといくような答弁は難しいかも知れませんが、次長、まず直近1週間ぐらいの蟹江町におけるコロナの、もうすごいんだから、1週間ぐらい、ちょっと日にち別にお答えいただけませんか。

○民生部次長 佐藤正浩君

直近の蟹江町内における患者数、把握しております。1日ずつ申し上げてよろしゅうございますか。

9月2日10人、3日15人、4日4人、5日6人、6日19人、7日11人、8日15人。以上、

この7日間で合計80人の方が感染していっぱいます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

恐ろしいですね。もうどういう手だてをしたら収まるのか、これは分かりませんね、本当にね。ただ、私は前から申し上げてきた。街宣活動、安心安全課は一生懸命のやり方をどのように工夫をしていたのか。そして、途中でやめちゃった。防災無線にしてもやめてしまった。結果的に、今、民生次長が申し上げたような数字が今現在できておるわけだ。あのときやめておらなったら、ひょっとしたら収まっておったかも分かん。そういった反省はある程度しておりますか。

これは通告していないけれども、安全課長、どう思ってやめた。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいま質問のありました防災行政無線と広報車の活動についてお答えいたします。

広報車を使用した広報活動につきましては、令和3年4月10日から開始し、まん延防止等重点措置の対象地域から蟹江町が除外された7月11日まで毎日実施しておりました。防災行政無線による注意喚起につきましては、愛知県を対象とした緊急事態宣言を受けて、5月26日から6月20日まで実施しております。

一旦、広報活動を中止したことにつきましては、まん延防止等重点措置が解除になりました、このことによって一旦中止をさせていただきました。現在は防災行政無線及び広報車を使用した注意喚起を再開しております。

今後も蟹江町の感染状況等に鑑み、感染症拡大を少しでも抑えられるように、町民に対する広報活動を実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

国が緊急事態を出し、またまん延防止措置を出した、またそれを引っ込めた。だから右に倣えて蟹江町もやめた。蟹江町は蟹江町だ。蟹江町は蟹江町の考え方で、蟹江町の状況を見ながら当然やるべき。当然それに沿った会合を先ほど副町長が言われたようにやってみえるはずだ。指示を待つよりも、すぐに蟹江町、フットワークのいい町長、すぐにでもその対策はかなうわけ。何も国が言わんでも、県が言わんでも、蟹江町がやればいいんだ。いいことをするんだから、町民のためにやるんだ。

これからはそんなようなことで、国や県に頼らず、蟹江町として独自の対応をされるおつもりがあるのかどうか、お答えをいただきたいと思いますが、どなたが答えられますか。

○議長 佐藤 茂君

伊藤俊一さん、ちょっと早いですけれども、昼から今の答弁をさせていただいてはいかがでしょうか。

○7番 伊藤俊一君

今、一番いいところだ。

○議長 佐藤 茂君

それじゃ、続いてやりますので。

では、理事者の方、誰か答弁できる方。

○7番 伊藤俊一君

いいわ、後で。

○議長 佐藤 茂君

いいですか。

それでは、昼、13時から行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時57分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、伊藤俊一君の答弁から会議を開きます。

○民生部次長 佐藤正浩君

ご質問の啓発活動の基準、町が啓発活動を行うに際して国や県の言いなりでは駄目ではないのかというご質問、そしてもう一つは、啓発活動をもしやめてさえいなければ、このような最近の大規模な感染の増加を防げたのではないのかというご指摘を頂戴いたしましたが、私のほうからご答弁申し上げます。

こういった防災行政無線と広報車でのご啓発活動を一旦中止した理由といたしまして、6月18日招集の28回目の新型コロナウイルス感染防止対策本部会議にて、これは協議の結果、決定いたしました。国や県の指針は一つの私どものよすがとなっておりますので、それを基に決定いたしました。当時は、愛知県に発令中の緊急事態宣言の解除が既に決定をしております、町内の新規感染者も大幅に減少しておりましたことから、状況は改善傾向にあると判断いたしました。この段階で6月中の感染者が6人、前月の5月の感染者が58人発生したことに比較いたしますと、かなり数も少なかったということで、こういった判断をいたしました。

また、緊急事態宣言が解除されます6月20日を区切りといたしまして、防災行政無線放送を一旦終了いたしました。その後、愛知県まん延防止等重点措置実施期間が終了する7月11日までパトロールカーによる啓発を継続いたしました。本件につきましては、対策本部会議終了後、同日中にタブレット配信にて町の公共施設の業務の再開と併せまして、全ての議員

さんにご報告済みであります。

その後、8月8日からまた愛知県が再びまん延防止等重点措置の適用を決定いたしまして、町内におきましても新規感染者が増加に転じ始めました。毎日のように5人、3人、3人とまた感染患者さんが出てしまった状況なんですけれども、そのときに再度の啓発強化の必要性を私どもも認識いたしまして、翌9日より月曜日から金曜日、平日の9時からお昼とお昼の1時から夕方5時までの間、安心安全課においてパトロールカーにて町内全域での啓発活動を再開いたしました。

その後も町内の感染者がさらに急増いたしましたので、8月19日に31回目の対策本部会議を招集いたしまして、当町がまん延防止等重点措置の対象区域に指定されるこの8月21日より、再び防災行政無線放送及び休日のパトロールカーによる啓発を再開することを決定して、今日の実施に至っております。

感染増の予測がなかなか難しかったとはいえ、議員に多大なご心配をおかけするとともに、ご助言とご鞭撻を頂戴いたしましてありがとうございます。

以上です。

○町長 横江淳一君

それでは、私のほうからも補足の説明をさせていただきます。

大変、伊藤議員におかれましてはご心配いただきまして、本当に申し訳ございませんでした。結果的に今スケジュールはああいう状況ではありました。

実際、我々が今、あした議会の一般質問が延びた場合、午前中多分かかるであろうということを想定をし、午後の1時半から第33回のコロナ対策会議を開く予定にはなっております。あくまでも、県・国の指針で我々地方自治体は動いているわけでありまして、ただ、愛知県主導でまん延防止等重点施策というのは、県の知事に権限があるわけでありまして、実際、非常事態宣言を発令をするのは、要望はするんですけれども、国のほうから発令をされるということもありまして、我々といたしましても、議員もそうでありましょうけれども、絶えず毎日のマスコミ報道を見ていると、分科会の会長さんがどうなんだ、医師会と若干行政、国との違いが鮮明に出ているということも実はあります。政治的な日程が詰まっているということも中にはありましょうけれども、我々といたしましては、一日も早くコロナまん延鎮静を願っているいろんな施策を打たせていただいております。

県から派遣をされております主幹にいろいろ情報を取りながら、一番最良の方法を現在取っておるつもりではありますけれども、なかなか封じ手がないのが現実であります。町民の皆様方、そして議員の皆様方にもご発言をいただき、特に先ほどご指摘いただいたように、奥田議員から進言をいただきました駅でのアピールはどうなんだろうと、やれるところがあれば、我々もしっかりと行政もついていこうということでやらせていただいております。

先ほど、パトロールカーの話をいたしましたが、実際どういう状況でパトロールカーが回

っているかということも、私も乗車をいたしまして乗らせていただきました。中間に団地だとかそういうところにもほとんど住民の方はおみえにならんもんですから、これはもうちょっとやり方を考えたほうがいいんじゃないかということで、安心安全課のほうにもお話をし、民生部のほうにも話をして、効率のいい広報・啓発の今活動をしているところであります。

緊急事態宣言がどうも延びるようであります。21都道府県で19が継続でありますので、多分愛知県も9月30日まで緊急事態宣言が延長ということになります。

ただ、一方、伊藤議員もご存じのように、国とそれから分科会が11月を目途に緩和策を今検討しているという、ちょっと我々にとってみると非常にコントロールしづらい状況が、国からいろんな通達が来るとは思うんですけども、罹患率、それからコロナの感染率、病床使用率、いろんなことを加味していろんな情報が来るとは思いますけれども、決して国・県に追従するのではなく、蟹江町に合った状況でしっかりと県にも申し上げ、国にも申し上げていきたいというふうに私自身首長として思っております。

議員各位におかれましては、ぜひとも心強いご支援をこれからもお願いするように、そしてまた、一日も早くこの拡散が静まりますように、どうぞよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○7番 伊藤俊一君

どうもありがとうございます。

国や県の言うことはもちろん大切ではありますよ。守らなきゃならんことは守らなきゃならんのけれども、やはり町長も少し触れられましたが、町に合った、この地域に合った対策をもっと積極的にやるべきではないか。これは政策推進室長、やっぱりあなたがもっとどんどんといい政策を提言して、会議のときにお示しをする、それを議会の皆さんに発表をする、こういう形で、縦、横、斜め、皆さんが本当に手に手を取って、真剣になってこの蟹江町を守っていかないかと、誠有事であります。この有事のときに知恵が出せんようなことでは駄目なんだ。

本当に毎回、毎回申し上げておるんだけど、教育長もいろいろ努力をされて、学校関係、多いといえども本当に少なく済んでおる。これもいろいろと努力されて対策を講じてみえたという表れではないかと思えますけれども、やはり安心安全課、総務部長の管轄、これはただ車を走らせておってはいかんのだわ。我々議員が手伝うよと言った。何の反応もない。やっぱり保険がだとか、車だとか、屁理屈をつけて手伝ってもらおうとしないというその姿勢、何とか議員がそう言っておるんだから、議員のほうが街宣活動はプロですよ、プロ。そういったことも含めて真剣に対策を考えてもらいたい。

そして、街宣車が1台では足らんですよ。こういうときには、2台、3台と各部長方と相談をして対策を考えるべきだ。人が足らないなら議員にも協力を要請したらどうだということの前にも申し上げたわけであります。

そこで、安心安全課長、今のパトロールカーは1台で十分だとお考えになっておるのかお答えください。

○安心安全課長 綾部 健君

広報車は1台で十分かというご質問についてお答えいたします。

ご質問のありました広報車の台数についてですが、現在、広報車による広報活動につきましては、拡声器が搭載されている広報車が1台しかございません。土日も含めて毎日、町内一円を巡回しております。現在のところ、その1台にて町内全域を網羅できておりますので、台数を増やすことはできませんが、住宅地、それから商業施設、こういったところを重点的に複数回巡回するなど、今後も効果的な広報活動を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

1台では十分でないと言っておるんだ、私は。あなたは、今1台しかないんで、1台で精いっぱいやっておると言っとる。今の有事に1台で足りておるのかと。どうですか。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうからちょっとご答弁させていただきます。

今、安心安全課長が答弁しましたように、現行の公用車としてはスピーカー搭載車が1台というところで町内全域を平日、それと土・日曜日につきましては、健康推進課のほうで今回っている状況でございます。

本当に伊藤議員いろいろご心配いただきまして、公用車の走るスピードとかエリアについてもいろいろご助言をいただきまして、今しっかりそのご助言に沿ったやり方を今しておる最中でございます。

いろいろ町の中、コロナ対策の本部会議、町長頭で会議が定期的にございますけれども、そういった内部的な会議の中で広報に関するいろいろ町として独自の何かやり方がないとか、そういう議論も定期的には当然中で内部的にはやっております。そういった経過、経緯の下に防災行政無線の今放送、これは午前10時と午後3時でございますけれども、そういう時間帯でお知らせすることも併用しながら、そして、JRの蟹江駅の自由通路の改札口のデジタルディスプレイ、いわゆるデジタルサイネージの、本来須成祭の観光のPRとか、そういう用途でディスプレイをつけておるんですけども、去年の12月からそういったデジタルディスプレイ画面のほうに、かなりな大型画面でございますけれども、その画面のほうに感染予防のメッセージも流しております。

JRの蟹江駅をお使いになる住民の方かなりいらっしゃると思いますけれども、そういった住民の方、必ずあの改札を通られますので、通勤、通学の行き帰りにそのデジタルサイネージ、いわゆるディスプレイをご覧になっております。そういうところをいろいろ町の中で工夫しながら今やっておる最中でございます。

じゃ、広報車1台でどうかという、そういったご意見も非常に私としてはありがたく今お聞きしておりますけれども、今、広報車で町内くまなく広報活動を、広報車で平日、土曜日、日曜日に広報車で回りながら、その他のいろいろの方策でもって何とか今の感染状況を鑑みて、何とか感染予防に資する何かの方策はないかという、いろいろ内部的に今常時議論しております、全く後ろ向き、前向き、その県・国の基準に準じてということの、非常に町として独自の何もやっていないわけじゃなくて、今の町が持っております物品等を最大限活用しながら今いろいろやっておる最中でございますので、広報車の今の1台で不十分だというご意見も非常にありがたく今お聞きしておりましたけれども、これはまた今後、本当に例えば複数台にして効果的な広報活動ができるかどうかということも含めて、ちょっと内部的にまた検討させていただきたいということに思っています。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

あなた方は何もやっていないとは言っていないんだわね。頑張っとなってくれる。民生次長なんかは土日、広報車に乗って、いつ休んだるか、ようまた後で聞かないかなだけれども、やっている。

それは皆さん知ってみえると思うんだけど、そういったことに対して、やっぱりお互いに協力し合って負担を少なくしてやる、あれは民生の仕事だ、こっちは安心安全課の仕事だということだけではなくて、この有事には全部課長が真剣に議論をして、協力体制を取るということが大事だと思う。

そして、時間から時間まで、9時から5時まで広報活動はやっておりますと。いろいろ団地にも行きます。留守が多かったです。今、先ほど町長もそう言ってみえた。留守の多いところが分かっているれば、人が多くお住まいになっている、人がみえるところを回る。そういうチェックも当然しなきゃいかんと思うし、みんなお勤めに行ってみえる。だから、そんな9時から5時までお役所の皆さんと同じように世の中回ったりやせんかわ。それをどういうふうに皆さんで組み立てて、町民の皆さんに周知するか、これ大事じゃないですか。そういう意見は出ないんかね。留守のうちにいくら車走らせとってもどうしようもない。5時過ぎからはどこの課が今度担当してやろうと、今1台しかない。やっぱり1台では無理だ、2台にしよう、3台にしよう、これが会議で出てくる話だと思うんだ。

しかし、残念ながらそういうような答弁もいただけないし、そういった姿勢が見られん。そういったことについては非常に残念でありますけれども、広報車についてはそうなんだけれども、同報無線、蟹江町の防災行政無線についても同じようなことが言える。

国が、県が、緊急事態だ、まん延防止だということが終わるとやめてしまう。先ほども申し上げたとおり蟹江町の現状に合った、特に先ほど民生次長が言いましたけれども、9月2日から8日まで80名の感染者が出ると。大変なことだわね。それをどのように受け止めて、

どのように対応しようとしているのか、政策推進室長、お答えください。

○政策推進室長 黒川静一君

ご答弁させていただきます。

実際にここの1週間というのは、本当に蟹江町内にも多くの感染者が出てきております。蟹江町だけでなく、この近隣もそうなんでしょうけれども、ちょっとまだそういった状況で、まだ収束に至るにはまだまだ程遠いと、そんなような状況で考えております。

その対応としましては、いろいろあるかと思うんですけれども、今現状、先ほどですと防災行政無線等の話もございました。また、この緊急事態宣言もほぼ延長されるのではないのかというそんな状況でもございますので、こちらのほうにはもちろん継続をしながら、内容もちょっとまた考えながら啓発のほうにも取り組んでいきたいと思っております。

それ以外の、先ほども少しお話がありましたけれども、JRの橋上駅の関係のディスプレイ、そちらのほうにも現在も啓発ということで流しておりますけれども、そちらのほうもまた文言等も内容もまたちょっと工夫をしながら、また少しでも啓発を、通勤の皆様にも分かるような、そんなような対応もより追加していきたいと思っております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

防災無線にしても、広報車にしても、コメント、言っていることはほとんど変わっていないね。もっと皆さんが危機感を感じてもらえるようなコメントにされたらどうか、そういったことを僕は政策の室長から聞いたかった。

それと、9月1日の昼の蟹江町防災行政無線の放送内容、これ、もちろん知っておるわね、どういうコメントを言ったか。総務部長、分かるわね。ちょっと教えて。

○総務部長 浅野幸司君

現在の同報無線の放送内容ですね。

現在の内容としましては、「こちらは広報「かにえ」です。ただいま愛知県に緊急事態宣言が発令中です。新型コロナウイルス感染症から皆さんの身を守るため、不要不急の外出は控えましょう」と、このような内容を1回の放送で2回繰り返しております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

それはコロナ対策の広報ね。9月1日の緊急速報、地震の。

○総務部長 浅野幸司君

どうも大変失礼しました。1日のシェイクアウト訓練の関係で。

すみません、ちょっと今、手元に資料ないんですけれども、愛知県が数年前からそういった指導をしまして、9月1日の防災の日に合わせてまして、各事業所、各ご家庭で、そういった有事に備えた、地震に備えたシェイクアウト、机の下に身を縮めて頭部等をけがをしない

ような、生命を守るような行動をするという訓練を県下一斉に協力してやりましょうということでございますので、今回、蟹江町の場合、私ども8月の一番最後の日曜日に地域防災訓練ということで、各町内の町内会の方々等いろいろご協力いただきまして、住民の方のご参加をいただきまして、毎年1回夏に訓練を各地域でやっておるんですけれども、これが今回、コロナの関係で昨年に引き続きちょっと中止という苦渋の決断をさせていただきました。

事前に各町内会にはその旨のお知らせを町のほうから発出はしておるんですけれども、そういった中で、何か、今年についてはそれがなくなったから代わりに何か少し、今までやっていなかった内容も含めた訓練を何らかの形でできんだろうかということで、安心安全課の課内、私も含めていろいろ内部的にいろいろ検討いたしました。

結論としては、そういった、これは強制じゃないんですけれども、住民の方にそういう各ご家庭でそういうJアラート、いわゆる緊急地震速報みたいな、これはテストですということの音量で、かなりの大きな音量で流す訓練が定期的にあるんですけれども、そういった放送を一斉に9月1日に流して、各事業所、または職場のほうでその訓練をしましょうということ、これも文書で事前に広報等で通知をしております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

丁寧に説明いただいていたんだけど、9月1日のその放送ではどういうコメントで放送されましたかと。それは分かるとるわね。どういう放送だったか分からん。室長も分からん、部長も。安心安全は。

いや、私はそれを聞いて、あれ、何だろうと思った。「地震です、地震です」だと思った。それから、一番最後に「訓練でした」と。最後に訓練でしたという放送だったんだ。それをちょっと確認したかったの。知っている人いないの。

これはちょっと、最後に訓練だなんていうことは、みんなびっくりしちゃうでしょう。だから、その辺は先に「訓練です」と言うべきではないかということは今質問をしたかったということです。一遍よく調べて。これだけの、あんた、優秀な職員の皆さんが一人もあんた手を挙げんて、ちょっとおかしいよ。

それと、僕は前から気になっとったことは、この6月1日から16日分を合計して1週間当たりに換算した人数で指定を決めた。まん延防止の指定を決めたということがあるんだけど、5月、6月の実績を見ても、蟹江町と大治町、あま市がワーストを争っておりました。蟹江町がその仲間から外れて、実績の一番いい津島市がまん延防止等重点措置の指定を受けた。このことに対して、津島が入って蟹江が外れたということについて、蟹江町としてどう思われたのか。県になぜ蟹江が外されたんだと。私は今までずっと質問してきたけれども、こういう問題があって、蟹江町が今この1週間足らずで80人もの感染者が出た、油断をした、そんなふうに思っております。どのように思ってみえるのかお答えください。

○民生部次長 佐藤正浩君

感染の第4波の拡大に伴いまして、県では5月12日に3回目の国の緊急事態宣言が発令されましたが、その後の新規感染者の減少を踏まえて6月20日に宣言が解除され、翌21日からまん延防止等重点措置に移行することにはなりました。

このまん延防止等重点措置の対象区域の指定が、もちろんご存じのとおり愛知県が行っておりまして、これは6月1日から16日までの間に報告されました各市町の新規陽性者の数を合計いたしまして、1週間当たりに換算した人数が、人口10万人当たり15人以上となった市町村が対象区域に指定されることとなっております。

この間、蟹江町におきましては、4月、5月は新規感染者が多数報告されましたが、第4波の鎮静化が比較的早くて、この6月1日から16日にかけての新規陽性者は5名にとどまっております。1週間の人口10万人当たりでは5.9名と、基準になります15名を下回ったことから、対象区域から外れることとなりました。

一方、同じ期間における津島市の新規感染者が21名ありまして、これ1週間の人口10万人当たりでは15.1名と、ごく僅かではありますが、15名を上回ってしまったために、このとき津島市さんは対象区域に指定されております。

昨年の新型コロナウイルスの発生初期から今日に至るまでの全期間を通じた人口当たりの感染者の数は、議員ご指摘のとおり、残念ながらこの時点では蟹江町、大治町、あま市が感染者の発生率の上位となっておりますけれども、しかしながら、このまん延防止等重点措置の対象区域の指定は、この適用時点における直近の感染状況を基に判断されるため、このような対象区域に入った、入らないという結果になったものと考えております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

それは、役人さんが考えられるようなことだろうと思うけれども、現実、1週間以上のそんなものは数カ月間、蟹江町はワーストワンをいっとったわけだ。それからあま市に抜かれたり、大治に抜かれたり、そういう状況の中でただいっとき、蟹江町が1週間のうちに津島よりよかったというだけの話で、そういった中で何も文句もどこも言わずに、ああ蟹江町はまん防から抜け出すことができ飲食店が喜んだので、まあええわなと、ただそれだけで結果的に今のさまだ。やっぱり真剣にそういうことも含めて考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長 佐藤 茂君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

ここで消防長、民生部次長兼保険医療課長の退席と介護支援課長、住民課長の入場を許可いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

(午後 1 時33分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時37分)

○議長 佐藤 茂君

質問 5 番 三浦知将君の「これからの蟹江町の財政について」を許可いたします。

三浦知将君、質問席へお着きください。

○ 2 番 三浦知将君

2 番 三浦知将でございます。

議長の許可をいただきましたので、これから通告書に従って質問させていただきます。理事者の皆様、よろしくお願いいたします。

いまだに新型コロナウイルスの感染が拡大し、大変な思い、不安な思いをされている多くの方々がいる状況ではあります。町民の皆様、行政の皆様、そして医療従事者の皆様におかれましては、大変な状況が続く中でご協力いただき、誠に感謝申し上げます。本当に一日でも早くこの事態が収束することを心より願うばかりです。

しかし、だからといってじっと待っていても時は過ぎるばかりで、周りの環境は目まぐるしく変わっていきます。そして、否が応でも我々はその環境についていかなければなりません。蟹江町も同様に環境の変化に対応していかなければなりません。

また、地震、大雨といった自然現象による災害や第二、第三のコロナのようなウイルスが発生するなど、いつ、何が、どのようなことが起こるか、我々には予想することができません。

ただ、ICT、AI、デジタル化などこれからの変化に対応していくことや、災害への予防対策への準備をしていかなければなりません。国がどこまで支援してもらえるかは分かりませんが、何を行っていくとしても、町の財政がしっかりとしなければ成り立たないのではないのでしょうか。

町の収入が上がり続ければ問題はありませんが、福祉、学校教育、建物の維持管理費、固定費といった支出が増大し続ければ、町の財政を圧迫する日が来るかもしれません。だからこそ我々は蟹江町の礎となる財政についてしっかりと考えていかなければなりません。

財政の収入はいろいろありますが、一つとして税金があります。ちなみに、令和元年度におきまして、蟹江町の税金は53億8,644万7,191円です。その内訳としましては、個人の町民税が23億3,534万9,819円の43.3%、法人が3億4,349万3,681円の6.4%、固定資産税が23億8,958万783円の44.3%などとなっています。

蟹江町の主な税金は、個人の町民税と固定資産税から成っています。ここ5年間のこちらのデータでも占める割合は大きく変わっていません。今の蟹江町の財政を支えている二本柱

のうち個人の町民税ですが、人口が減少すれば税収も下がるのではないかと予想されます。

ここで、まずは蟹江町の人口について質問させてください。現在の蟹江町の総人口は何人でしょうか。よろしくお願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました現在の蟹江町の人口についてお答えさせていただきます。

令和3年9月1日時点の住民基本台帳に登録されている人口が最新の人口になります。蟹江町の人口は、3万7,341人です。また、2015年国勢調査における人口は3万7,085人になります。2020年国勢調査の確定値は11月頃に公表されますが、速報値のほうもう出ていますので、そちらのほうも併せてお伝えしたいと思います。速報値のほうの蟹江町の人口は3万7,351人と、前回の調査から266人の微増となっております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

第5次蟹江町総合計画に記載されているデータから、蟹江町の人口は平成27年に初めて3万7,000人を超え、そして今は3万7,341人とお聞きしました。

ここで、日本人が増えてきているのか、もしくは外国人が増えてきているのか気になるところです。ここでまた質問させてください。現在の蟹江町の日本人の人口と外国人の人口は何人いるか内訳を教えてくださいたいです。よろしくお願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました日本人の人口と外国人の人口についてお答えさせていただきます。

こちら令和3年9月1日時点の住民基本台帳に登録されている人数になります。日本人の人口は3万5,759人、外国人の人口は1,582人になります。国籍のほうはベトナムの方が一番多く、次いでフィリピン、ブラジルと続いております。5年前の平成29年の外国人の人口が1,309人で、毎年100人から150人程度の増加で推移しておりましたが、令和2年から令和3年にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、おおむね横ばいで推移しております。

以上になります。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

やはり日本全体におきまして、日本の人口減少は避けられない状況なのかなと思いますし、外国人を受け入れる世の中の流れになってきているかなと思います。

先ほど答弁でありましたが、近年、蟹江町においては日本人の人口はやや減少で、外国人の人口が増加していました。コロナの影響で微増というふうにお聞きしましたが、この事態が収束すればまた外国人の人口も増加すると思われます。しかし、日本人の人口に関しては、

このまま減少していくこととなるのかなと思われます。

また、住民基本台帳に記載されている外国人の人数と本当に実在する外国人の人数は異なるということで、把握している数字と実態がかけ離れてしまっているかもしれません。蟹江町に居住する全ての外国人を把握することは困難だと思いますが、これからの外国人の人口が増加する中で人数把握は課題になってくると思います。

ところで、憲法に定められている国民の三大義務のうち、納税の義務がありますが、日本人はもちろん、日本国内の外国人にも納税の義務があります。住民税の納税は居住する市町村においてしなければなりません。固定資産税も同様に、不動産を所有していれば支払う義務があります。

そこで、また一つ質問させてください。外国人で税金を払っている人数とその額はどのくらいでしょうか、よろしくお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のございました外国籍の方に係る令和3年度分8月末現在の課税状況についてお答えをさせていただきます。

個人の町民税につきましては、課税人数は989人で割合は4.77%、課税額は5,193万3,600円で割合は2.20%です。

固定資産税につきましては、課税人数は71人で割合は0.49%、課税額は667万8,300円で割合は0.29%です。

軽自動車税種別割につきましては、課税人数は193人で割合は2.52%、課税額は140万9,900円で割合は1.80%です。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。多数種類の税収を教えてください、ありがとうございます。

やはりこの人数の割合と税収のこの割合がまだまだ違うんですが、外国人のこの税収の割合は少ないんですが、外国人が増えれば、もしかしたら税収も上がっていくことが期待できるかもしれません。先ほども申し上げましたが、日本人の人口は減少すると予想される中で、蟹江町におきましては第5次蟹江町総合計画の目標人口が3万8,000人となっています。現在の人口から微増の数値であります。

ここでまた一つ質問させてください。第5次蟹江町総合計画の目標人口を3万8,000人に設定した数字的根拠はあるのでしょうか、また、この数字はどこからか参考にしたのでしょうか、よろしくお願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました第5次蟹江町総合計画の目標人口3万8,000人の数字的根拠ですが、こちらのほうは、国から提供された「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等」

の令和元年6月版を基に当町の将来人口を推計しております。

実績値は2015年国勢調査までの値を、将来人口推計の数値は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」を用いて推計されています。推計では2020年をピークに緩やかに人口は減少し、2030年には蟹江町は約3万7,000人になると見込まれています。この人口減少が見込まれる中ではありますが、第5次蟹江町総合計画の各施策に取り組むことによって1,000人の増を目指す、そういう思いで計画目標人口を3万8,000人とさせていただいております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

お答えいただきありがとうございます。

データから予想される数字ということは分かりました。またここで、蟹江町の第5次蟹江町総合計画のうち、日本人が増えていくのか、外国人が増えていくのか気になるところです。

こちら、また質問させてください。目標人口3万8,000人の中で外国人の想定人口は何人ぐらいでしょうか、お願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました目標人口3万8,000人のうち、外国人の想定人口はどのくらいかについてお答えさせていただきます。

目標人口3万8,000人は外国人も含めた人数になりますが、第5次蟹江町総合計画の策定に当たり、日本人と外国人を分けて将来人口を推計しておりません。推計方法としましては、外国人も含めた2015年国勢調査までの実績値と国から提供された人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等を基に将来人口を推計し、目標人口を3万8,000人としています。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

外国人も含めた目標人口ということで、もしこれからその総合計画で外国人の想定人口が分かればまた教えてください。

また、蟹江町としては、これから日本人、外国人にもどちらにも住みやすいまちづくりを考えていく必要があるかもしれません。

では、こちらのグラフをご覧ください。こちらは国勢調査と社人研からのデータになります。蟹江町の年少人口、生産年齢人口、老年人口と分けられています。年少人口はゼロ歳から14歳、生産年齢人口は15歳から64歳、老年人口は65歳以上と定義されています。生産年齢人口は生産活動の中核となる層になります。このグラフを見ていただくとお分かりになると思いますが、これから蟹江町は年少人口、生産年齢人口が減り、老年人口が増えていくと予想されます。

また、ここで質問させてください。第5次蟹江町総合計画を作成するに当たりまして、ど

の人口を重視されたのでしょうか、よろしくお願いします。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、目標人口の中でどの人口を重視して総合計画を策定したかについてお答えさせていただきます。

議員のおっしゃられるとおり、蟹江町における年齢別人口の推移を見ますと、14歳以下の年少人口は1980年から減少が続いており、15歳から64歳までの生産年齢人口は1995年まで増加していましたが、以降は減少傾向にあり、65歳以上の人口は増加が続いております。

生産年齢人口、年少人口が減少傾向にある中、人口減少を抑制し、計画目標人口を達成するためには、結婚・出産世代の転入促進、転出防止を図ることが重要と考えます。

第5次蟹江町総合計画では、重点戦略に第2期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略を位置づけ、子育て世帯を中心に、また今住んでいる人たちを大切に、定住を推進する、人口を減らさない施策を進めてまいります。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

子育て世代も大事ではありますが、やはり生産年齢人口は生産活動の中心となり、地域経済を支えています。生産年齢人口にも着目していかなければならないと思います。

ここでまた質問させてください。2030年から2040年に急激な生産年齢人口の減少が予想されますが、その対策はあるのでしょうか、お願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました2030年から2040年に急激な人口減少が予想される中で、その対策はあるのかについてお答えさせていただきます。

日本の人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少し、人口減少社会に突入しました。蟹江町の人口は国勢調査ベースになりますが、2010年に一時的に減少したものの、2015年には増加に転じております。最近の2020年国勢調査の速報値においても、人口は微増となっております。

しかし、日本全体の人口見通しを踏まえると、今後蟹江町でも人口減少になり、現在の出生や転入・転出の傾向が続いた場合には、2040年には現在よりも1,100人ほど減少が見込まれる予想が出ております。そのため蟹江町としましては人口目標を設定し、施策、事業を推進する必要があることから、第5次蟹江町総合計画を策定しました。第5次総合計画の推進を通して、恵まれた立地条件を生かした住環境の向上、子育て支援環境の向上に取り組むことにより、若い世代の転入を促し、目標人口3万8,000人を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

やはり第5次蟹江町総合計画においては、子育て世代の支援などが重点的に考えられていると思います。しかし、財政のことを重点的に考えると、生産年齢人口のことも重要視すべきだと思います。生産年齢人口の減少は町民税といった税収が減少するほか、地域経済にも影響が出てきます。

それでは、また質問させてください。生産年齢人口の減少に伴い税収が減少になると予想される中で、政策を見直す必要があるのではないのでしょうか。どのようにお考えであるかお聞かせください。よろしくお願いします。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、人口減少に伴い税収の減少が予想される中で政策を見直す必要はあるのかのご質問についてお答えさせていただきます。

第5次蟹江町総合計画では、目標人口3万8,000人の実現を目指し、重点的に取り組むまちづくり戦略とし、第2期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点戦略に位置づけました。この重点戦略は施策ごとに重要業績評価指標を設定し、毎年度施策の進捗状況の確認と効果の検証を実施してまいります。また、第5次蟹江町総合計画の推進期間の中間年に当たります令和7年度には、この重点戦略の見直しを行ってまいります。見直しを行う際は社会情勢、経済状況の変化を考慮しつつ、人口減少を少しでも抑制させる施策の立案に取り組んでまいります。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

見直しは必要だと思います。5年後を見直すことで、その際はやっぱり社会情勢に基づいて生産年齢人口のことも考えていただきますようお願いいたします。

人口と税収は密接に関係していると思いますし、人口減少は地域の教育や経済活動にも大きく影響が出てくると思います。やはり私は町が発展するためには財政が大事であると思っており、そのために税収を確保していかなければならないと思います。その税収を上げる分かりやすい一つとしての手段が人口を増やすことで、蟹江町としてもより力を入れて対策をしていかなければならないと思います。

蟹江町としては、人口増加対策として抑制対策もあると思いますが、第5次蟹江町総合計画に記載があるように、子育て世代の支援をすることがありますが、その前の段階の結婚しなくなる環境、子どもを産みたくない環境を整えるなどをしていく必要もあると思います。それとも、もっと違う角度から多角的に考えていく必要もあるのではないのでしょうか。

そして、多角的に考えるには、蟹江町の中だけで考えるだけではなく、毎年、国の成長戦

略会議のようなものを設けて、学術経験者や専門家などの第三者を招いて本格的に検討していくことも必要であるような気がします。

また、今までは税金という収入に関しての話をしましたが、支出に関しても考えていかなければなりません。財政は収入と支出のバランスが重要で、これから新しく行う事業に関しては、限りある財政で何が最適であるか常に費用対効果を考えていく必要があります。

また、今行われている事業に関しても検証し、事業を続けるのかやめるのかの見直しも考えなければならないと思います。

最後にはなりますが、町長へ質問させてください。

町長は蟹江町のトップとして、蟹江町をよくしようと日々考えていると思います。2030年までは第5次蟹江町総合計画のとおりには計画はありますが、20年後、30年後の蟹江町はどのような町になっていると思いますか。私も20年後、30年後は60歳、70歳でまだ生きています。町長のお考えやビジョンなどお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、三浦議員のご質問にお答えをしたいと思います。

30年後の話はちょっと勘弁してもらいたいんですが、しっかりと財政計画を考え、ご提案をいただきまして、本当にありがとうございます。三浦議員におかれましては、広い視野をもって町政運営のためのご協力いただけるとありがたいのかなと、まずはお願いを申し上げたいというふうに思っています。

当蟹江町の歴史が実は2年前、130年を迎えました。この愛知県54市町村ある中で130年を迎えるというのは4つの市町村しかないんですね。ですから、その中の一つとして、須成祭に表されるような、世界ユネスコ文化遺産になるようなすばらしい文化、伝統、歴史が残っている町であります。

しかしながら、今、第5次総合計画のお話をされました。その前は、実は第4次総合計画があったわけでありまして。平成21年から32年度、10年間でありましてね。この10年間の成長が第5次総合計画の弾みになったと言っても私は過言ではないと思います。ただ、先ほど来ご心配をいただいております、職業柄そうでありましようけれども、歳入、お金が入ってこなければ使うことはできません。しかしながら、住民の皆さんの要望というのは限りがございます。どこで優先順位をつけるかというのは、この議会でしっかり審議をして公平に税を使っていかなきゃいけない、これはもうこれからも全然変わらないというふうに私は考えております。

それと、もう一つは、今一番ご心配いただいているのは、働き盛り、いわゆる労働人口が減っていくというのは本当に我々も心配であります。そういう意味で先人はこの地域を、50年前に70ヘクタールあったわけでありまして、ここをいろんな反対があったにもかかわらず、後で我々も30年近くかかったわけでありましてけれども、区画整理事業ということで人が住め

る地域に変えました。それから、その北側の今西地区というところもそれをやってのけたわけであります。近々で言えば、ＪＲの駅の北側17ヘクタールの地域を地権者、地主の皆様方としっかり相談しながら、若干の痛みは伴いますが、同意を取って今のような町になった。と同時に、交通機関でありますＪＲの橋上駅にも賛同いただき、今の形になったわけであります。

今、この蟹江町、11平方キロメートルの本当に小さな町であります。そのうち20%が河川、あとの80%のうちやっぱり市街化調整区域、それから青地、農業振興地域、農業しかできない地域、それから建設が規制される地域、そして商業地域、河川、これで構成されているわけでありますので、しっかりとこの蟹江町の実情を見ながらこれから進めていかなきゃいけないなど。

まさに人口増を狙うための一番のカンフル剤は、区画整理事業であります。しかしながら、この区画整理事業、今、富吉の南のほうで関係者の皆様方と一緒に進める準備をしております。しかし、先ほど言いましたように、地域の地権者の土地の地主さんの同意がかかります。これはどうしてかということ、整備に対して減歩作業を行ったり、地域の中で清算金をして全部の事業を清算しなきゃいけない。そうすると、自分たちのお金を若干出していただかなきゃいけない。その同意を取り付けるのが大変至難の業であります、何とか今、関係者の方が85%以上の今同意を得て、これからスタートをしようじゃないかと。

そうすると、多分1年や2年ではできません。最低でも多分7、8年はかかると思いますが、今あります蟹江高校の前の15ヘクタールの部分の市街化区域が完成できれば、まさに三浦議員がおっしゃってみえる、あの地域に住める優良な環境ができるわけであります。国道1号線はあります、近鉄はあります、中央道は通っています、南へ行けば湾岸があります。交通アクセスは最高の場所でありますので、一日も早い開発を望みたいと思っております。

先ほどＪＲも今、第4次総合計画の中で完遂をすることができました。これはもう議員各位にも協力いただきましたし、地域の町民の皆様方、そして地権者の皆様方にもしっかりとご同意をいただき、若干の痛みを味わっていただきながら今スタートをしました。今度は近鉄の蟹江駅の南側の地域も、地域の皆様方とご相談をしながらやっていかなきゃいけない。若干遅いスタートになったわけでありますが、そういう勉強会もしていかなきゃいけない。これも力を注いでいかなきゃいけないことだというふうに私は思っております。

一方、残念ながら出生率が一向に伸びません。先ほど議員がおっしゃったように、合計特殊出生率、一生のうちに女性が産む子供の数が1.4人、これでは人は増えないんですね。でも、それを我々が強制するわけにはいきません。マタハラ、パワハラ発言にあっては、これはもう絶対許すべきものではありませんので、まずは安心して子どもを産み育てられるような環境にするために、妊娠時から出産時まで、そして義務教育についてもしっかりと医療が保障できるような、そんな体制を今までで少しずつではありますが取ってまいりま

した。

労働人口を増やすために、これは大きな話になると思いますけれども、今、外国人の方が1,600人おみえになります。全ての方が労働してみえるということではないかも知れませんが、ほぼ外国人が重要な労働力として、この蟹江町の労働に付していただいております。当然、住民税も頂いているわけでありますので、非常に我々としてはこれからその活躍に、技術研修生の活躍に期待をしているところでありますが、この2年間、コロナでなかなか外国から人が来ることができません。変わることができませんので、非常に今厳しい状況にはありますが、これはもう一過性のものであります。何とか1年、もう1年もたてば状況が好転するのではないかという希望的観測もありますが、今そういう状況で推移をしているというのが現状であります。

当蟹江町、先ほど言いましたように非常に歴史、文化、伝統の町であります。この町を未来永劫栄えさせるためには、まさにおっしゃった少子化問題、そして高齢化対策問題、これはできるだけことは歳入の範囲の中でしっかりやっていかなきゃいけないと、こんなことを思っております。できることとできないことをしっかり我々は区別をして、優先順位の高いところから惜しみなくやっぱり税金をつぎ込んでいくのが一番手っ取り早い話だと思っております。

最後に、税金の中でも当然住民税は蟹江町に住民票のある方に頂いておるわけですが、けれども、やはり所得の低い方、それから住民税非課税世帯の方がおみえになります。そういう方も平等にやっぱり税金をしっかりと分配してやらなきゃいけない。と同時に、これから蟹江町に住んでいただいて、しっかりと税金を払っていただくというと非常に嫌らしい話ですけども、しっかりと生活をしていただけるだけのインフラ整備もこれから同時に進めていかなきゃいけない、大きな事業として下水道事業がございます。

しかし、これは本当にもろ刃の剣でありまして、進めれば進めるほど非常に厳しい財政状況に強いられるわけでありますので、しっかりとそこも議員各位とお話をしながら、これから進めてまいりたいというふうに思っております。インフラ整備、そして、住民の安心・安全の生活を担保するためのいろんな施策、これは同時に進めていかなきゃいけないというふうに思っております。

第5次総合計画、スタートしたばかりであります。まち・ひと・しごと創生総合戦略の2期目にも入っておりますので、同時スタートでこの蟹江町をボトムアップしていければありがたいというふうに思いますし、当然5年後、令和7年には見直しをし、方向転換を迫られることもあるかも知れません。議員各位には、特に三浦議員におかれましては若い力で、突破力で進言いただけると幸いですというふうに思っております。

以上であります。

○2番 三浦知将君

町長、ありがとうございました。

やはり改めて、この蟹江町というのは大きな町ではないんですけれども、歴史ある町なんだというのを改めて感じさせられました。そしてまた、やっぱりこの蟹江町がよりよくなっていくためには、この区画整理事業やインフラ整備、いろいろとしていかなければならないと思います。私も今、議員としての立場でこのようにこの場で立たせていただいておりますので、これからもしっかりその件に関して参画させていただきたいと思います。

やっぱり周りの皆様から、私もこの立場になったおかげで、こうしてほしい、ああしてほしいというお言葉、お声がけをたくさんいただくようになりました。そして、蟹江町のことについて日々学ばせていただいています。

皆様に共通して言えることは、やはり誰もが住みやすい町に住みたい、そして、その先の幸せを望んでいると思います。幸せの形は人によってそれぞれ違うと思いますが、より幸せになるために一人一人が真剣に考えて、幸せは何であるかを見いだして行動していかなければならないと思います。そして、行政はその人々の幸せを支援するために、時には身近に、時には最後のとりでとして、あらゆる面でサポートできる大事な機関だと思います。行政の皆様もそんな人々の幸せを支えることができるすごい機関であるということを誇りに思って、これからも町の人々のために動いてもらえれば何よりです。

よりよい財政にし、よりよい町を目指し、よりよい日本になるようなまちづくりをしていますよう心からお願い申し上げます。私も財政についていっぱい学ばせていただきまして、精いっぱい努めますので、今後よろしくお願いいたします。

私からの質問は以上となります。ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で三浦知将君の質問を終わります。

ここで消毒作業のため暫時休憩といたします。

(午後2時14分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時16分)

○議長 佐藤 茂君

質問6番 石原裕介君の「防災の対応についてを問う」を許可いたします。

石原裕介君、質問席へお着きください。

○3番 石原裕介君

3番 新風の石原裕介です。

防災の対応についてという質問を行います。

自然災害の中でも発生の予測が難しいのが地震です。大きな発生前には、小規模な地震が

頻発すると言われていますが、それでもいつ頃にどの地域でという予想が難しいのが実情です。近年は、地球温暖化などの影響も相まって、自然災害が増加傾向にあります。夏場に増える豪雨には注意が必要です。ゲリラという名前のとおり、瞬間的な大雨が突発的に発生するのが特徴のゲリラ豪雨は、なかなか対策するのが難しいと言えます。

また、毎年、夏から秋にかけて猛威を振るう台風も脅威です。台風は気象庁の進路予想などから、いつ、どの地域が影響を受けるか予想できます。ただし、予想ができれば被害が小さくなるわけではありません。

地震や台風などの自然災害は大きな脅威であり、身構えるだけで対処できるようなことはありません。自然災害が発生したときには、何より生命を守ることが大切であります。

では、ここで質問いたします。災害時等に住民に情報を提供するために無線通信システム、これ平成30年に防災行政無線がアナログからデジタルに改修されましたが、以前とどのように変わりましたか、お聞きします。

○安心安全課長 綾部 健君

質問のありました防災行政無線の改修についてお答えいたします。

以前の防災行政無線はアナログ式のものを使用しておりましたが、平成30年度に全面改修し、デジタル無線方式を採用しました。また、スピーカーの高さ、角度を調整し、2種類の異なるスピーカーを組み合わせることによって、蟹江町のほぼ全域においてクリアな音質の放送により、非常時の重要な情報をより確実に住民の方にお伝えできるようになりました。付加機能として、Jアラートと連動して、消防庁から配信される武力攻撃やテロ災害などの緊急情報を自動的に同報無線から放送することができます。

また、同報無線を聞き逃した、もしくはよく聞こえなかった方について、蟹江町ホームページの同報無線の放送した内容を文字表示で案内しているので、ホームページのトップ画面から確認できます。さらに、同報無線ダイヤルでは、同報無線で放送した内容を再度聞き返す場合、指定の局番に電話をかけることによって、放送終了から24時間以内の内容を聞き直すことができます。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

次に、戸別受信機というのがありますが、この戸別受信機というのはどのようなものなのかお聞きします。

○安心安全課長 綾部 健君

質問のありました戸別受信機についてお答えいたします。

蟹江町が設置している戸別受信機は、同報無線の放送内容を受信することができる専用の装置で、町内の避難所など13施設に設置し非常時に備えております。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

アナログからデジタルに変わって音がクリアになったり、また聞いていたんだけど内容が分からなかった方はホームページで調べていただいたり、またあと24時間以内でしたら、前に町が配布しました同報無線ダイヤルですか、こちらのほうに電話をしていただければ、24時間以内なら内容を確認することができる。

これは何となく、ああ同報無線が鳴っていたな、音が鳴っていたなという方は自分では調べると思うんですけども、やはりアナログからデジタルに変わっても、私のほうには全く聞こえなかったとか、いつ鳴ったという意見がまだまだあります。全員ではないですけどもね。

やっぱりそういう方々に、是非ともこの戸別受信機、蟹江町はラジオ等も500円で渡したりとかされているみたいですけども、やはり聴覚の悪い方とか、また高齢の方とかもみえますし、前からいろんな方が質問されていますけれども、今の家は二重ガラスで、またシャッターまで下ろして中でクーラーとテレビつけているとなかなか音が聞こえないので、何とかこの戸別受信機、他の市町村も一部費用を負担したり、また無償でお貸ししたりしていますので、ちょっと検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

戸別受信機の設置補助、または無償貸与についてお答えいたします。

蟹江町では、防災ラジオを一部負担により配布しておりますが、現在配布している防災ラジオは、他の市町村のように戸別受信機としての機能を持たせ、同報無線を受信する機能はありませんので、町としては防災行政無線の機能を有効に活用いただけるよう、同報無線ダイヤルによる確認や防災情報メールの登録をお願いしております。

したがいまして、今後、他市町村の動向を調査し、検討してまいります。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

今後、市町村にいろんなところを調べて行うということなんですけれども、なるべく早く行っていただきたいと思うんですけども、この点は総務部長、どうでしょうか。

○総務部長 浅野幸司君

なるべく早く配備してくれということでございますけれども、今、課長がご答弁申し上げたように、ちょっと防災ラジオのほう、毎年予算をつけさせていただいて、かなり今購入、一部負担500円でございますけれども、かなり購入される方もいらっしゃると思います。そういった中で今、防災ラジオは防災ラジオ、それから同報無線は同報無線というところで、今、別のところのそれぞれのツールでもって今運用しておるということでございますので、今、議員からのいろんないいご意見いただきましたので、ほかの市町村の状況も含めてどういった

状況になっているかということもしっかり研究しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

僕のところにも実際にこの戸別受信機を買おうかなと言われる方も実際にみえるんですね。ですから、やっぱり町民の方がそういう方ももう出てきてみえるということなので、他の市町村の意見も、近隣の市町村の意見を聞くのも大事ですけれども、なるべく、そんなたくさんの方ではないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では次に、避難行動要支援者の方々というのはどのような方たちでしょうか、お聞きします。

○住民課長 飯田和泉君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱に定める避難行動要支援者は、65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方と、介護保険における要介護3以上の認定を受けている方、身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方、療育手帳Aの交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方、難病をお持ちの方、その他支援を必要とされる方、この7つのいずれかに該当される方となっております。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

今、避難行動要支援者の方、65歳以上の世帯とか要介護の方とかたくさんみえますが、やはり体に不自由な方、もしくは自分一人ではなかなか行動ができない方、また2階への垂直避難もなかなか難しいと思いますけれども、この避難行動要支援者の方々がもし避難所へ避難したい場合は、どのような体制で当町は考えてみえるんですか、お聞きします。

○安心安全課長 綾部 健君

要支援者の避難についてお答えいたします。

要支援者の方たちは、災害が発生した場合一人で行動することはもとより、家族だけでは容易ではなく、要支援者を避難させるためには多くの人の力が必要となります。そのため家族以外の協力者として、自主防災会、消防団など地域の協力も現在お願いしているところでございます。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

民生委員やいろんな方々に手助けをしていただいて避難所まで今避難をするという形なんですけれども、やはりいつも年に1回防災訓練を行っています。今回2年にわたってコロナ禍の中でできなかったんですけれども、僕も避難訓練に参加させていただくと、僕の見た範囲では、自分で歩いて元気な方がおじいちゃん、おばあちゃんたちがみんな訓練に参加されています。ただ、やはり車椅子の方とか、例えばつえをついてみえる方というのはやっぱり見たことがありません。

そういう民生委員の人とか皆さんでそういうふうに、ペーパーでは紙には書いてあるかもしれないんですけれども、やはりそれを、僕は須成区なので須成区の一部で一回やってみるとか、避難訓練をどうやってやったらやるのか、多分民生委員の人たちでも、ほかの人たちも経験するのは初めてだと思うので、私は誰をどこの家へ行って、どうやって支援して、どうやって避難所へ連れて行くかというのを訓練をするのが大事だと思うんですけれども、どうでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

避難行動要支援者を対象とした避難訓練についてお答えいたします。

中瀬台町内会では車椅子の利用されている方も参加され、その方のサポートを含めた訓練が実施されております。今後、そのような事例を自主防災会の会議など、こういった会議で共有し、多くの地域で避難行動要支援者の方も一緒に訓練が参加されるよう、町としては推進していきたいと思います。

以上です。

○3番 石原裕介君

須西学区で言えば中瀬台の地区が行っているということですが、これをやはり今課長のお話の中でありましたように、蟹江町全域に地区ごとに広げてもらうことによって、その地区の町内会、近隣の隣に住んでいる人たちも協力しようかなという気持ちになっていくと思いますので、ぜひコロナ禍が静んでから訓練のほうをお願いします。

では次に、本町も外国人の方たちが増えてきています。避難所または避難路に多言語の看板が設置が必要だと思いますが、ご意見のほうをお聞かせください。

○安心安全課長 綾部 健君

避難路における外国語の看板設置についてお答えいたします。

現在設置しております避難路誘導案内標示は、小中学校の周辺に設置されており、避難を示すピクトグラム、方向を示す矢印標示、距離を示すメートル標示が掲げられており、ピクトグラムは人が避難する様子を絵文字で表現されており、外国人の方も容易に避難に向かう先が識別できるものと考えます。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

このピクトグラム、僕もちょっと調べさせていただきましたが、1964年のときの東京オリンピックからこのマークが始まった。2002年から案内看板として広がったとネットのほうには書いてありました。大体、あそこを書いてあるあれも非常口のマークですけれども、あれもピクトグラム、またよくある身体障害者の方とか車椅子のマークもピクトグラムですけれども、そういうのは僕も小さい頃から見ているので見慣れてはいるんですけれども、やっぱり避難所のマークというのは、ついてはいたんですけれども、それほど気にはせずいました。

なので、先ほど三浦議員の質問の中で、外国人の方も今、蟹江町で1,582人と増えてきております。なおかつ、これは住んでみえる方たちだと思いますけれども、蟹江町の企業に他の市町から働きに来る方も多いいと思いますね。それで、英語圏だけでなく、ベトナムとフィリピンの方が増えてきているということなので、ぜひ、今全部の看板を新しく多言語に替えてくれというわけではありませんので、これから設置していくときには、そのベトナムやフィリピン語やら英語やら、もう少しそれを多言語の看板をつけてもらう、そういう考えはありませんか。もう一度お聞きします。

○安心安全課長 綾部 健君

新たに看板を設置するときの多言語表示についてお答えいたします。

蟹江町にも多くの外国人が居住、就労していますので、今後避難路誘導案内標示の設置などを行う際は、どこの国の方であっても表示内容が理解できるようピクトグラムを初め多言語表示についても検討したいと思います。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

結構これもほかの市町村では、これぐらいの看板に結構いろんな多言語で、どうやって書いてあるかは分からないんですけれども、多分、避難所はここだというのが書いてあると思うんですけれども、そういう看板を設置されていると思います。蟹江町もやっぱり利便性が高いところですので、まだまだこれから外国人の方も増えていく可能性がありますので、ぜひよろしく願いいたします。

では次に、避難所にペットを連れてきても大丈夫なのか、お聞きいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

避難所にペットを連れてくることについてお答えいたします。

蟹江町避難所運営マニュアルでは、避難所にペットを同伴させる場合は、ペット登録台帳に記載していただき、避難所での飼育に対する注意事項に基づいて、飼い主の責任において飼育していただくこととなります。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

僕も平成26年3月の定例会で、防災計画の中にペットを避難所に預けるというのを附属資料として盛り込むというふうにありました。また、平成27年12月の定例会で、避難所にペットを登録台帳に記載すれば連れてきてもいいよというふうに聞いております。

このペットを受け入れるのに何か条件があるのかお聞きいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ペットを受け入れる条件についてお答えいたします。

災害発生後、避難所の運営については、町内会、民生委員、自主防災会などが委員会を組織して避難所での役割、また取り決めに定めて自主的に運営することとなります。

避難所でペットの在り方については避難所ごとに異なり、避難所運営委員会での取り決めに沿って取り扱われることとなるので、避難所でのルールを守ることを条件にペットを受け入れることが決定されることとなります。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

多分、今ペットを飼ってみえる方も非常に増えてきております。本当に独り暮らしの方がわんちゃんなり猫なりを飼ってみえて、家族同然に思ってみえる方もみえると思います。

皆さん、当然のように、もし避難所へ行くことになれば、ペットを連れていかれると思いますけれども、やはりその行った避難所がもしかしたらそのまま何も入れずに素手で持ってきて、もしそれでその避難所マニュアルで、ごめんなさい、うちは駄目ですと言われる可能性もありますので、ぜひ、ああいう動物病院とか、またはペットショップとか美容院とか、そういうところに蟹江町、もしこういうふうに災害があった場合は、避難所はこういうふうに対応しますよというのを周知していただいたりすると、ペットを飼ってみえる人たちもそういうときで見ていると、ああ、蟹江町は避難所でこうやってやればペットを預かってもらえるんだとか、またはこういうところに電話すればペットを預かってくれるんだとかというのが周知すると分かると思うんですね。そうすると、ペット飼ってみえる方も安心されると思いますけれども、ぜひその周知のほうもお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいま動物病院などでそういった周知をしてはいかがというご質問がありましたが、現在蟹江町の災害支援協定では、そういった動物に関する支援というものはまだ締結されておられません。こういったペットが飼えない場合の救済措置といたしまして、避難所でペットの飼育が困難な場合の動物救援本部、こういった団体がございます。この団体は、阪神淡路大震災を契機に被災地におけるペットの保護を目的として設立された民間団体でございます。

こういったペットが飼えない状態では、この団体に協力を求めるよう案内することとなっ

ております。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

その動物救援本部というところに連絡すれば預かっていただけるという、やっぱりこういうことも多分ペットを飼っている人は知らないと思いますので、ペットを飼ってみえる方々になるべくいろんな形で周知をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、緊急通報装置とありますが、この緊急通報装置とはどのような装置なのかお聞きします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまの緊急通報装置とはどのような装置かというご質問についてお答えをさせていただきます。

緊急通報装置とは、独り暮らしの高齢者の方が安心して日常生活が過ごすことができるように、緊急時にボタン一つで町が委託している「あんしんセンター」に通報できる装置でございます。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

その独り暮らしで安心して暮らせるその装置、その装置は蟹江町は無料なのか、また一部負担しなきゃいけないのかお聞きいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、緊急通報装置を利用できる方でございますが、町内に住所があり、次のいずれかに該当する方でございます。

まず初めに、無料で利用できる方でございますが、1つ目としまして、65歳以上の独り暮らしの町県民税非課税の方、2つ目としまして、身体障害者手帳1級から3級をお持ちの独り暮らしの町県民税非課税の方、3つ目としまして、寝たきりの高齢者を介護している65歳以上のみの世帯の方で、町県民税非課税の方でございます。

また、有料で利用できる方は、75歳以上の独り暮らしの町県民税課税の方でございます。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

この緊急通報装置、65歳以上の独り暮らし、また独り暮らしで身体障害者の方、また寝たきりの方の非課税の方は無料ということなので、その方々には緊急通報装置はそのまま家のほうに行かれると思うんですけども、やはりこれは目的は独り暮らしの方で、お母さんなりお父さんが一人で住んでいて、自分は蟹江町じゃない違うところにて、おじいちゃん、

おばあちゃんが心配だからこの通報装置をつけてほしいという、子どもの的にはそういう方もみえると思うんですわね。そういう75歳以上の独り暮らしの方で、この1,650円、もう少し町で負担ができればいいんじゃないかと思います。なおかつ、この75歳以上の独り暮らしの方々に、もう少し何か周知の方法でもあればいいんじゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問の中で、75歳以上の利用者の方が負担する利用料が安くならないかというご質問がございましたが、適正な利用料となるように努めさせていただきたいというふうに考えております。

また、制度の周知の方法でございますが、現在、ホームページで制度の周知を行っておりますが、町の広報紙等でも積極的に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

何とか少しでも1,650円を町のほうで負担していただいて、うちの須成もそうですけれども、独り暮らしの方がだいぶ増えてきています。最近ではないですけれども、やはり一人で住んでみえて、お亡くなりになっている方も多いので、この75歳で非課税ではないですけれども、月々1,650円よりももう少し町で負担していただいて、またそういう方々がたくさんつけていただければ、またその子どもさんたちも町外の方々も安心して見守れると思いますので、どうですか、民生部長。

○民生部長 寺西 孝君

今、こちらの答弁をさせていただきましたけれども、有料でご利用いただいている方は4名でございます。

私ども、これ3,000円の消費税の3,300円の半分をご負担をいただいているところでございます。議員おっしゃるように、今、お一人様の世帯でお亡くなりになる方が非常にこれから懸念されるところでございますので、高齢者支援の一つとして、これ1個無料にできないかどうかというのは、本当に喫緊の課題として取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

やはり災害のときも、まとめじゃないですけれども、ペットを飼っていて、75歳以上の方がペットを飼っていて、家でペットがいるから避難所には行くのはやめておこうとか、やはりちょっと自分は足が悪いもんで、避難所まで歩いては行けれんけどという方がみえると思

うんですね。

そうすると、独り暮らしで災害のときに避難所に一人でいる、本当に心寂しいところだと思いますけれども、やはり何かあったときに、こういう緊急通報装置などがあれば、何かあれば救急隊が来てくれて身を守っていただけるという安心があると思いますので、ぜひ検討のほうをよろしくお願いいたします。

では、最後に町長にお聞きします。

当町は6本の川があります。津波の被害よりも、地震による堤防の沈下や液状化、台風、ゲリラ豪雨などによる堤防決壊の被害だと考えられます。災害弱者の方たちの避難、どのように避難するのか、また避難所での対応、車椅子の対応、多機能型トイレやトイレまでの移動ですね、バリアフリーなど、避難先の整備などいろいろなことが考えられますが、町長の所見を伺います。

○町長 横江淳一君

たくさんのご提案をいただきましてありがとうございます。

今ご指摘をいただきました避難所のバリアフリーだとか、車椅子云々のことにつきましても、随時、今、鋭意やらせてはいただいておりますし、実際、よくご要望をいただくのは、やっぱり一番肝腎なトイレのことです。健常者は何の問題もないトイレも、障害をお持ちの方というのは、非常にそれは難でありまして、トイレを我慢していたばかりに別の病気を併発したとかいろいろなことがありますので、一日も早い施策を我々としては考えているところでありますし、実際、車椅子の簡易トイレというのは、小中学校の中でも整備してあるところとまだまだ整備していないところがあるやに考えてございます。

結構障害者用のもの、健常者用のものはそんなにお金がかからないんですが、高価なものでありまして、20万円から30万円、1個します。だが、1つの施設に大体2つぐらいは準備をしていかなきゃいけないのかなと。災害が来てからでは遅いわけでありまして、いつ来てもおかしくない、今このゲリラ豪雨、そしてこれから出水期に当たります。今までの常識では全く考えられないくらいの災害が襲ってくるのはもう日常茶飯事であるというふうに考えておりますので、これは担当としっかり詰めて、一日も早くやりたいというふうに思っています。

ちなみに、今、中学校、そして小学校についてのトイレの洋式化が今進んでおりますけれども、それと並行して、もしも予算にあればありましたら、災害用の障害者のいわゆる組み立て式のトイレでありますけれども、下水道につけてやるという、ちょっと大きいものですから、どこに収納するかということも考えなきゃいけないし、それも含めて検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

避難所へ行って、まだ食べ物はまだ1日、もしなくても我慢できると思います。寝るところも床でも寝ようと思えば寝ますけれども、やっぱりトイレだけは我慢はできないと思いますので、やはり社会福祉協議会の障害者の方たちにも協力していただいて、そういう障害者の方たちの目線で、その多機能トイレまでどうやって車椅子で行くのか、雨の日だったら濡れずに出られるのか、いろんなことを考えて、その人たちの目線で考えていただきたいと思います。

当町におきしましても、まだまだ気づかないところ、まだやらなければいけないところもあり、地域の防災力、地域の連携が必要だと考えます。災害が発生したときには、防災対策が進みますように、また地域での訓練も取り組んでいただきますようお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

以上で、石原裕介君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。

(午後2時46分)